地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添7までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和4年3月4日付官報(号外第46号)に掲載された令和4年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添8のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第2号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第3号) (別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和4年3月4日保医発0304第4号) (別添4)
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第9号) (別添5)
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保 険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」

(令和4年3月4日保医発0304第10号) (別添6)

・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」 (令和4年3月25日保医発0325第1号) (別添7)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令和4年3月4日保医発0304第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

<通則>

7 入院期間の計算

(2) (略)

イ 退院の日から起算して3月以上(<u>悪性腫瘍、</u>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病(同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に係るものに限る。)又は「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。ただし、スモンについては過去に公的な認定を受けたことが確認できる場合等を含む。)に罹患している患者については1月以上)の期間、同一傷病について、いずれの保険医療機関に入院又は介護老人保健施設に入所(短期入所療養介護費を算定すべき入所を除く。)することなく経過した後に、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

第1節 医学管理料等

- B 0 0 1 特定疾患治療管理料
 - 33 生殖補助医療管理料
 - (3) 治療計画は、胚移植術の実施に向けた一連の診療過程ごとに作成すること。また、当該計画は、採卵術(実施するための準備を含む。)から胚移植術(その結果の確認を含む。)までの診療過程を含めて作成すること。ただし、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植術を実施する場合には、当該胚移植術の準備から結果の確認までを含めて作成すればよい。
 - (4) 治療計画の作成に当たっては、当該患者及びそのパートナーのこれまでの治療経過を 把握すること。特に、治療計画の作成時点における胚移植術の実施回数の合計について 確認した上で、診療録に記載するとともに、当該時点における実施回数の合計及び確認

した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、確認に当たっては、患者 及びそのパートナーからの申告に基づき確認するとともに、必要に応じて、過去に治療 を実施した他の保険医療機関又は保険者に照会すること。

B005-11 遠隔連携診療料

(6) 連携して診療を行う他の保険医療機関の医師は、オンライン指針厚生労働省の定める情 報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行うこと。また、当該他の保険医療機 関内において診療を行うこと。

B009 診療情報提供料(I)

(3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様 式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。 また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患 者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

アイ、ウ及びエ以外の場合

別紙様式11又は別紙様式11の2

イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等 別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ 介護老人保健施設又は介護医療院

別紙様式 13

エ 保育所等又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、高等専門学校若しくは専修学校

別紙様式 14 の1から別紙様式 14 の3まで

B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料

(1) がんゲノムプロファイリング評価提供料は、固形がん患者について、区分番号Ð「D0 06-19」がんゲノムプロファイリング検査を行い、得られた包括的なゲノムプロファイ ルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するための多職種(がん薬物療法に関す る専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する 医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等)による検討会(エキスパートパネル)での 検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患 者1人につき1回に限り算定する。

B 0 1 5 精神科退院時共同指導料

(7) 共同指導の実施及び支援計画の作成に当たっては、平成 28~30 年度厚生労働行政調査 推進補助金障害者対策総合研究事業において「多職種連携による包括的支援マネジメント に関する研究」の研究班が作成した、「包括的支援マネジメント 実践ガイド」を参考に すること。なお、患者又はその家族等に対して提供する文書については、別紙様式51の2 「療養生活環境の整備に関する支援に関する計画書」を用いること。また、当該文書の写 しを診療録等に添付すること。

第2部 在宅医療

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

- C112 在宅気管切開患者指導管理料
 - (3) 在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者(入院中の患者を除く。)については、区分番号「J000」創傷処置(気管内ディスポーザブルカテーテル交換を含む。)、区分番号「J001-7」爪甲除去(麻酔を要しないもの)、区分番号「J001-8」穿刺排膿後薬液注入、区分番号「J018」喀痰吸引及び区分番号「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定できない。C112-2 在宅 喉頭摘出患者指導管理料

<u>C112-2</u> 在宅喉頭摘出患者指導管理料

 $(1)\sim(2)$ (略)

第2款 在宅療養指導管理材料加算

- C152-2 持続血糖測定器加算
 - (1) (略)

イ (略)

(ロ) 内因性インスリン分泌の欠乏(空腹時血清 C ペプチドが 0.5 ngmg/mL 未満を示す ものに限る。)を認め、低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖 コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロ ールを行う意志のある、皮下インスリン注入療法を行っている者。

D206 心臓カテーテル法による諸検査

- (3) 「注5」の循環動態解析装置を用いる冠動脈血流予備能測定検査は、関連学会の定める 指針に沿って行われた場合に限り算定する。ただし、本加算と区分番号「E200-2」 血流予備量比コンピューター断層撮影は併せて算定できない。
- (4) 「注5」の循環動態解析装置を用いる冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合、「注 4」の冠動脈血流予備能測定検査に係る特定保険医療材料は算定できない。

第3部 検査

第3節 生体検査料

- D239-4 全身温熱発汗試験
 - (1) 本検査は、多系統萎縮症、パーキンソン病、ポリニューロパチー、特発性無汗症、ホルネル症候群及びロス症候群等の患者に対し、ヨウ素デンプン反応<u>又は換気カプセル法</u>を利用して患者の全身の発汗の有無及び発汗部位を確認した場合に、診断時に1回、治療効果判定時に1回に限り算定できる。

第7部 リハビリテーション

<通則>

4 区分番号「H000| 心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号「H001| 脳血管疾 患等リハビリテーション料、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料、区 分番号「HOO2」運動器リハビリテーション料及び区分番号「HOO3」呼吸器リハビリテ ーション料(以下この部において「疾患別リハビリテーション料」という。)に掲げるリハビ リテーション(以下この部において「疾患別リハビリテーション」という。)の実施に当たっ ては、医師は定期的な機能検査等をもとに、その効果判定を行い、別紙様式 21 を参考にした リハビリテーション実施計画書をリハビリテーション開始後原則として7日以内、遅くとも1 4日以内に作成する必要がある。また、リハビリテーション実施計画書の作成時及びその後(疾 患別リハビリテーション料の各規定の「注4」並びに区分番号「H001」脳血管疾患等リハ ビリテーション料、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料及び区分番号 「H002」運動器リハビリテーション料の「注5」にそれぞれ規定する場合を含む。)3か 月に1回以上(特段の定めのある場合を除く。)、患者又はその家族等に対して当該リハビリ テーション実施計画書の内容を説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付すること。 なお、リハビリテーション実施計画書の作成前に疾患別リハビリテーションを実施する場合に は、医師が自ら実施する場合又は実施するリハビリテーションについて医師の具体的指示があ った場合に限り、該当する疾患別リハビリテーション料を算定できる。

また、疾患別リハビリテーションを実施している患者であって、急性期又は回復期における リハビリテーション料を算定する日数として、疾患別リハビリテーション料の各規定の「注1」 本文に規定する日数(以下「標準的算定日数」という。)を超えて継続して疾患別リハビリテ ーションを行う患者(疾患別リハビリテーション料の各規定の「注4」並びに区分番号「HO 01」脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテ ーション料及び区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の「注5」にそれぞれ規定 する場合を除く。)のうち、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判 断される場合(特掲診療料の施設基準等別表第九の八第一号に掲げる患者であって、別表第九 の九第一号に掲げる場合)は、継続することとなった日を診療録に記載することと併せ、継続 することとなった日及びその後1か月に1回以上、FIMの測定により当該患者のリハビリテ ーションの必要性を判断するとともに、リハビリテーション実施計画書を作成し、患者又はそ の家族等に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付することとし、かつ、「特掲 診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の「別添2」の「様式4 2 の 2 」に基づき、1年間に当該疾患別リハビリテーション料を算定した患者の人数、FIM 等について報告を行うこととする(ただし、FIMの測定については、令和4年9月 30 日ま での間にあってはこの限りではない。)。なお、当該リハビリテーション実施計画書は、①こ れまでのリハビリテーションの実施状況(期間及び内容)、②前月の状態と比較した当月の患 者の状態、③将来的な状態の到達目標を示した今後のリハビリテーション計画と改善に要する 見込み期間、④FIM又は基本的日常生活活動度(Barthel Index)(以下この部において「B I | という。) 及びその他の指標を用いた具体的な改善の状態等を示した継続の理由等を記載 したものであること。

第8部 精神科専門療法

- 第1節 精神科専門療法料
 - I 0 0 2 通院·在宅精神療法
 - (21) (略)

イ アのカンファレンスにおいて、患者の状態を把握した上で、多職種が共同して別紙様式 51 の 2 に掲げる「療養生活環境の整備に関する支援に関する計画書」(以下この区分において「支援計画書」という。)を作成し、その写しを診療録等に添付する。なお、支援計画書の作成に当たっては、平成 28~30 年度厚生労働行政推進調査事業において「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」の研究班が作成した、「包括的支援マネジメント実践ガイド」を参考にすること。ただし、初回のカンファレンスについては、区分番号「B 0 1 5」精神科退院時共同指導料に規定する指導を実施した日から当該患者の状態に著しい変化を認めない場合に限り、当該指導時に作成した支援計画書(直近の入院中に作成した支援計画書に限る。)を用いても差し支えない。

I 0 0 6 - 2 依存症集団療法

(1) 依存症集団療法の「1」については、次のアから<u>エ</u>ウまでのいずれも満たす場合に算定できる。

第9部 処置

<処置料>

(一般処置)

J041-2 血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアから力までのとおり実施した場合に算定できる。

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第10部 麻 酔

第1節 麻酔料

K004 歯科麻酔管理料

(6) 「注<u>3.5</u>」に規定する周術期薬剤管理加算は、医科点数表の区分番号L009に掲げる麻酔管理料(I)の「注5」の例により算定する。

<調剤技術料>

区分01 薬剤調製料

- (7) 注射薬の無菌製剤処理
 - イ 注射薬薬剤調製料の無菌製剤処理加算は、2以上の注射薬を無菌的に混合して(麻薬の場合は希釈を含む。)、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬を製剤した場合に算定し、中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤又は麻薬を1日分製剤するごとにそれぞれ69点、79点又は69点(6歳未満の乳幼児の場合においては、1日分製剤するごとにそれぞれ137点、147点又は137点)を加算する。
- (11) 自家製剤加算
 - イ 当該加算に係る自家製剤とは、個々の患者に対し<u>薬価基準に収載されている</u>市販されている ている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できる よう調剤上の特殊な技術工夫(安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤 の使用、ろ過、加温、滅菌等)を行った次のような場合であり、既製剤を単に小分けする場合は該当しない。

区分10の3 服薬管理指導料

- 2 服薬管理指導料「1」及び「2」
- (5) 指導等に係る留意点
 - (2)から(4)までの業務を行うに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 情報提供等
 - (へ) 指導の内容等について、処方医へ情報提供した場合は、その要点について<u>薬剤</u> 服用歴等に記載記録すること。
- 12 服薬管理指導料の特例(手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局が算定する服薬管理指導料)
 - (4) 当該特例を算定する場合は、調剤管理料及び服薬管理指導料の加算は算定できない。

区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 1 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- (4) 在宅協力薬局

ア~イ (略)

ウ 1つの患家に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合は、 患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。また、当該建築物において、 当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が、当該建築物の戸数の 10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険薬局が在宅患者 訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療 患者が1人の場合」を算定する。 (12) 1つの患家に当該指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合は、 患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。また、当該建築物において、 当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が、当該建築物の戸数の10 %以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険薬局が在宅患者訪問薬 剤管理指導料を算定する者の数が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1 人の場合」を算定する。

区分15の3 在宅患者緊急時等共同指導料

(4) 当該カンファレンスは、以下を満たす場合は、保険薬局の保険薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。ただし、<u>当該患者に対する診療等を行う医療</u> 関係職種等の1者以上は、患家に赴きカンファレンスを行っていること。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和4年3月4日保医発0304第2号)

第2 届出に関する手続き

6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理 番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであるこ と。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

(略)

精神科救急急性期医療入院料1

(精救士) 第 号

(略)

第4 経過措置等

1 (略)

表1 新設された又は施設基準が創設された入院基本料等

初診料の注1、再診料の注1及び外来診療料の注1の規定による情報通信機器を用いた診療 初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算

初診料の注 12 及び再診料の注 16 に規定する連携強化加算

初診料の注13及び再診料の注17に規定するサーベイランス強化加算

特定機能病院入院基本料の注 11 に規定する入院栄養管理体制加算

急性期充実体制加算

紹介受診重点医療機関入院診療加算

急性期看護補助体制加算の注4に規定する看護補助体制充実加算

看護補助加算の注4に規定する看護補助体制充実加算

放射線治療病室管理加算

依存症入院医療管理加算(薬物依存症の患者に対して治療を行う場合に限る。)

栄養サポートチーム加算 (障害者施設等入院基本料を算定する場合に限る。)

感染対策向上加算3

感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算

感染対策向上加算の注3に規定する連携強化加算

感染対策向上加算の注4に規定するサーベイランス強化加算

重症患者初期支援充実加算

報告書管理体制加算

ハイリスク分娩等管理加算(地域連携分娩管理加算を算定する場合に限る。)

術後疼痛管理チーム加算

救命救急入院料の注1に規定する算定上限日数に関する基準

救命救急入院料の注2に規定する精神疾患診断治療初回加算(イを算定する場合に限る。)

救命救急入院料の注8に規定する早期離床・リハビリテーション加算

救命救急入院料の注9に規定する早期栄養介入管理加算

救命救急入院料の注 11 に規定する重症患者対応体制強化加算 特定集中治療室管理料の注1に規定する算定上限日数に関する基準 特定集中治療室管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算 特定集中治療室管理料の注6に規定する重症患者対応体制強化加算 ハイケアユニット入院医療管理料の注3に規定する早期離床・リハビリテーション加算 ハイケアユニット入院医療管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注3に規定する早期離床・リハビリテーション加算 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算 小児特定集中治療室管理料の注3に規定する早期離床・リハビリテーション加算 小児特定集中治療室管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算 総合周産期特定集中治療室管理料の注3に規定する成育連携支援加算 小児入院医療管理料の注5に掲げる無菌治療管理加算1及び2 小児入院医療管理料の注7に規定する養育支援体制加算 小児入院医療管理料の注8に掲げる時間外受入体制強化加算1及び2 精神科救急急性期医療入院料の注6に掲げる精神科救急医療体制加算1、2及び3 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場 合に限る。)

表2 施設基準が改正された入院基本料等

機能強化加算

歯科診療特別対応連携加算

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1に限る。) <u>(許可病床数200 床以上400 床未満の保</u> <u>険医療機関に限る。)</u> (令和5年1月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1<u>(許可病床数200床以上400床未満の保険医療機関を除く。)</u>及び地域一般入院基本料を除く。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域一般入院基本料(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4まで若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域一般入院基本料(許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。) (データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。) (令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対

1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

結核病棟入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。) (7対1入院基本料に限る。) (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算(令和4年10月1日以降に引き続き 算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料(7対1入院基本料に限る。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料(13 対1入院基本料に限る。)(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。)(令和 4 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 又は 2 を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注 11 に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和 5 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料に限る。)(許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。)(令和 4 年 3 月 31 日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料 1 又は 2 を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注 11 に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対 1 入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において 200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難である

ことについて正当な理由があるものを除く。) (令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

障害者施設等入院基本料(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4まで若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

障害者施設等入院基本料(許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に行っている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

有床診療所入院基本料<u>の注3に掲げる有床診療所在宅患者支援病床初期加算</u>(令和4年10月 1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

診療録管理体制加算(許可病床数が 400 床以上の保険医療機関に限る。)(令和 5 年 4 月 1 日 以降に引き続き算定する場合に限る。)総合入院体制加算(令和 4 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限る。)

総合入院体制加算(令和4年 10 月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

急性期看護補助体制加算(急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

看護職員夜間配置加算(急性期一般入院料6又は10対1入院基本料に限る。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

夜間看護体制加算(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

看護補助加算1 (地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料に限る。) (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

感染対策向上加算1

感染対策向上加算2

後発医薬品使用体制加算1

後発医薬品使用体制加算2

後発医薬品使用体制加算3

病棟薬剤業務実施加算1 (小児入院医療管理料 (病棟単位で行うものに限る。) を算定する場合に限る。) (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

入退院支援加算1 (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

精神科急性期医師配置加算1 (現に「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号「A311」に掲げる精神科救急入院料に係る届出を行っている保険医療機関又は精神科急性期治療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関又は精神科急性期治療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関において、令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域医療体制確保加算(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

救命救急入院料(救命救急入院料1又は3に限る。)(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定集中治療室管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特殊疾患入院医療管理料(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特殊疾患入院医療管理料(許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13 対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由が

あるものを除く。) (令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特殊疾患病棟入院料(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特殊疾患病棟入院料(許可病床数が 200 床未満の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

緩和ケア病棟入院料(許可病床数が 200 床以上の保険医療機関に限る。)(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。)(令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200 床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

緩和ケア病棟入院料(許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る。) (データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (令和4年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4若しくは地域包括

ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室をいずれも有しない保険医療機関であって、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1又は2を算定する病棟、療養病棟入院基本料の注11に係る届出を行っている病棟、専門病院入院基本料(13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。)(令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

回復期リハビリテーション病棟入院料(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域包括ケア病棟入院料(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 地域包括ケア入院医療管理料(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 精神科救急急性期医療入院料(「当該病棟における病床数が120床以下であること」の規定を 満たすことにより令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

精神科救急急性期医療入院料(データ提出加算の届出を既に届け出ている保険医療機関を除く。) (令和6年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

看護職員夜間配置加算(地域包括ケア病棟入院料を除く。) (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

特定一般病棟入院料の注7 (令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

初・再診料の施設基準等

第1の3 機能強化加算

- 2 届出に関する事項
 - (1) 機能強化加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式1の3を用いること。
 - (2) 令和4年3月31日時点で機能強化加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、 $1 \, \sigma(2) \, \sigma($

第1の6 サーベイランス強化加算

2 届出に関する事項

サーベイランス強化加算に係る届出は、別添7の様式1の5を用いること。なお、当該加算の 届出については実績を要しない。

入院基本料等加算の施設基準等

第1の2 急性期充実体制加算

- 1 急性期充実体制加算に関する施設基準
 - (15) 次のいずれにも該当すること。
 - エ 特定の保険薬局との間で不動産<mark>取引等その他の特別な関係の賃貸借取引がないこと。</mark>
- 3 届出に関する事項
 - (4) 1の(12)の<u>オ</u>みにおける院内迅速対応チームに係る院内講習について、令和4年9月30 日までの間は、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、その場合であっても1回目 を令和4年9月30日までの間に開催すること。

第21 感染対策向上加算

- 2 感染対策向上加算2の施設基準
 - (5) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者<u>又は</u>若しくは</u>感染制御チームの具体的な業務 内容が整備されていること。
- 3 感染対策向上加算3の施設基準
 - (5) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者<u>又は若しくは</u>感染制御チームの具体的な業務 内容が整備されていること。
 - (14) 新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者<u>若しくは又は</u>疑い患者を 受け入れる体制<u>又は若しくは</u>発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体の ホームページにより公開していること。
 - (15) 新興感染症の発生時等に、感染症患者<u>若しくは</u>又は疑い患者を受け入れることを念頭に、 汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制<u>又は</u>若しくは発熱患者の診療を実 施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有すること。
- 7 届出に関する事項
 - (5) (1) 及び(4) に係る当該加算の届出についてはいずれも実績を要しない。

第21の4 報告書管理体制加算

- 1 報告書管理体制加算に関する施設基準
 - (4) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師又は専任の常勤診療放射線技師その他の常勤医療有資格者を報告書確認管理者として配置していること。なお、ここでいう適切な研修とは、第20医療安全対策加算の<u>1の</u>(1)のアをいうものである。

第26の4 データ提出加算

- 1 データ提出加算の施設基準
 - (1) 区分番号「A207」診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ただし、特定入院料(区分番号「A317」特定一般病棟入院料を除く。) 次のアからカのいずれかのみの届出を行う保険医療機関にあっては、区分番号「A207」の診療録管理体制加算1又は2の施設基準を満たしていれば足りること。

- **ア 特殊疾患入院医療管理料**
- イ 回復期リハビリテーション病棟入院料
- ウ 地域包括ケア病棟入院料
- 工特殊疾患病棟入院料
- オー緩和ケア病棟入院料
- 力 精神科教急急性期医療入院料
- 4 届出に関する事項
 - (6) 基本診療料の施設基準等第十一の十一に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

第26の8 精神科急性期医師配置加算

- 2 精神科急性期医師配置加算1に関する施設基準
 - (4) 当該病棟に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。3 精神科急性期医師配置加算2のイに関する施設基準
- 3 精神科急性期医師配置加算2のイに関する施設基準

区分番号「A 1 0 3」精神病棟入院基本料(10 対 1 入院基本料及び13 対 1 入院基本料に限る。)及び区分番号「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料(精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)を算定する病棟については、以下の要件を満たしていること。

特定入院料の施設基準等

第10 小児入院医療管理料

8 届出に関する事項

小児入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式26の2、様式48から様式48の3までを用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共涌事項

1. 評価の対象

評価の対象は、救命救急入院料2及び4、並びに特定集中治療室管理料を届け出ている治療室に入院している患者であり、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等(A項目)、患者の状況等(B項目)について、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該治療室に在室していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退室日は、当日の0時から退室時までを評価対象時間とする。退室日の評価は行うが、 基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院 (死亡退院を含む) した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

当該治療室内を評価の対象場所とし、当該治療室以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。

5. 評価対象の処置・介助等

当該治療室で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該治療室に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目において、薬剤師、理学療法士等が治療室内において実施することを評価する場合は、治療室所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該治療室の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。なお、医師、薬剤師、理学療法士等が一部 の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断 基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該治療室の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び当該治療室の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する 記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 輪液ポンプの管理

項目の定義

輸液ポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用し、看護職員が使用状況(投与時間、投与量等)を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をしなかった場合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

携帯用であっても輸液ポンプの管理に含めるが、看護職員が投与時間と投与量の 両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

2 動脈圧測定(動脈ライン)

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合をいう。

「あり

動脈圧測定を実施している場合をいう。

3 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況(投与時間、投与量等)を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液 製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場 合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液 製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をい う。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液 製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動 させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA(自己調節鎮痛法)によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

4 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定(中心静脈ライン)を実施していない場合をいう。

「あり」

中心静脈圧測定(中心静脈ライン)を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても中心静脈圧測定(中心静脈ライン)の対象に含める。

中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定の いずれでもよい。

5 人工呼吸器の管理

項目の定義

人工呼吸器の管理は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用し管理した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合をいう。

「あり」

- 人工呼吸器を使用している場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV (非侵襲的陽圧換気)の実施は含める。

6 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血(全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等)や血液製剤 (アルブミン製剤等)の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況 を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 肺動脈圧測定 (スワンガンツカテーテル)

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接 的に肺動脈圧測定を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

肺動脈圧測定を実施していない場合をいう。

あり

肺動脈圧測定を実施している場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても 肺動脈圧測定の評価に含める。 8 特殊な治療法等(CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP 測定, ECMO, IMPELLA)項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF (持続的血液濾過透析)、IABP (大動脈バルーンパンピング)、PCPS (経皮的心肺補助法)、補助人工心臓、ICP (頭蓋内圧)測定、ECMO (経皮的肺補助法)、IMPELLA (経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの))を実施した場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

特殊な治療法等のいずれも行っていない場合をいう。

「あり」

特殊な治療法等のいずれかを行っている場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

- 1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
- 2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
- 4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「自立」とする。
- 5. B10「移乗」、B11「口腔清潔」、B12「食事摂取」、B13「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。 「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくこと

によって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

10 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。 ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も 含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も 行うことができている(力が出せる)場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

11 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。 また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」と する。

12 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える 食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子へ の移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンの ほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等)が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

13 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。 自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している 場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

14 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行でき

るかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。 「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動を した場合は「いいえ」とする。

15 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、 転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する 行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により 評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度 I (以下「必要度 I」という。) における記載内容を参照のこと。

2. 評価日及び評価項目

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項及びB項目の選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

- 1.評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。なお、当該患者が、直接、評価対象の治療室に入院した場合のみ、当該コードを評価対象とし、他の治療室又は病棟に一旦入院した場合は評価対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象の治療室に入院した場合は評価対象に含める。
- 2. 輸血や血液製剤については、手術や麻酔中に用いた薬剤も評価の対象となる。また、 EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが30番台(注射)、50番(手術)の薬剤 に限り、評価の対象となる。
- 3. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。

B 患者の状況等

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

日常生活機能評価票 評価の手引き

- 1.評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟に入院している患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者(基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。)及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行ったおで短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行ったま者(入院した日から起算して5日までに退院した患者に限る。)は評価の対象としない。
- 2. 評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。
- 3. 評価は、院内研修を受けた者が行うこと。院内研修の指導者は、関係機関あるいは評価に習熟した者が行う指導者研修を概ね2年以内に受けていることが望ましい。
- 4. 評価の判断は、項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた 判断基準により評価してはならない。
- 5. 評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。
- 6. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態 に基づいて評価を行う。
- 7. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 8. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
- 9. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果を評価すること。動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
- 10. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」又は「介助なし」とする。
- 11. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、看護職員、理学療法士等によって記録されていること。
- 1 床上安静の指示 項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを 評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されてい ないことである。

選択肢の判断基準

「なし」

床上安静の指示がない場合をいう。

「あり」

床上安静の指示がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持っていくことができるかどうかを評価する項目である。

ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」

評価時間帯を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かせないことから「できない」と判断する。上肢の安静・ギプス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。評価時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。 ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり 項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態(仰臥位)から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持 項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』 とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、患者自身の手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態(仰臥位)から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・ 亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。 ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ 60 度以上を目安と する。

6 移乗

項目の定義

移乗時の介助の状況を評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合

も含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る場合、あるいは1 人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具を使用する場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い(力が出せており)、看護職員等が介助を行っている場合は「一部介助」となる。 医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「全介助」とする。 移乗が制限されていないにもかかわらず、看護職員等が移乗を行わなかった場合は 「介助なし」とする。

7 移動方法 項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器等につかまって歩行する場合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動(搬送を含む)」

搬送(車椅子、ストレッチャー等)を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、あるいは看護職員 等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「介助あり」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにもかかわらず、看護職員等による口腔清潔がされなかった場合は、「介助なし」とする。

9 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える 食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子へ の移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、食事の動作を制限しているとはいえず、介助は発生しないため「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等)が行われている場合をいう。患者の心身の状態等かの理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。 セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護職員等が介助する状況を評価する項目である。衣服とは、患者が 日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パン ツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助はしていないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護職員等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

11 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。 背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。

「できる時とできない時がある」

患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護職員等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。

「できない」

どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

12 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。 「いいえ」 診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診察・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

13 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、 転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する 行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により 評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

機能強化加算に係る届出書添付書類

1 診療体制等(適合する全ての□に「✓」を記入すること。)

要件	該当
ア 地域包括診療加算1に係る届出を行っている。	
イ 以下のいずれも満たす。	
(イ) 地域包括診療加算2に係る届出を行っている。	
(ロ) 直近1年間において、次のいずれかを満たしている。	П
① 地域包括診療加算2を算定した患者が3人以上	
② 在宅患者訪問診療料 (I)の「1」、在宅患者訪問診療料 (I)(注1の	
イの場合に限る。)又は往診料を算定した患者の数の合計が3人以上	
ウ 地域包括診療料 1 に係る届出を行っている	
エ 以下のいずれも満たす。	
(イ) 地域包括診療料2に係る届出を行っている。	
(ロ) 直近1年間において、次のいずれかを満たしている。	П
① 地域包括診療料2を算定した患者が3人以上	
② 在宅患者訪問診療料(I)の「1」、在宅患者訪問診療料(I)(注1の	
イの場合に限る。)又は往診料を算定した患者の数の合計が3人以上	
オ 小児かかりつけ診療料1又は2に係る届出を行っている。	
カ 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料に係る届出を行っ	
ている保険医療機関であって、第9在宅療養支援診療所の1(1)若しくは	П
(2)に該当する診療所又は第 14 の 2 在宅療養支援病院の 1 (1)若しくは	
(2)に該当する病院である。	
キ 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料に係る届出を行っ	
ている保険医療機関であって、第9在宅療養支援診療所の1(3)に該当す	
る診療所並びに第 14 の 2 在宅療養支援病院の 1 (3)に該当する病院であ	
り、以下のいずれかを満たしている。	
(イ) 第9在宅療養支援診療所の1(3)に該当する診療所であって、以下のい	
ずれかを満たしている。	
① 第9在宅療養支援診療所の1(1)コに掲げる過去1年間の緊急の往診の	
実績が3件以上	
② 第9在宅療養支援診療所の1(1)サに掲げる過去1年間の在宅における	
看取りの実績が1件以上又は過去1年間の15歳未満の超重症児及び準	
超重症児に対する在宅医療の実績が1件以上	
(ロ) 第14の2在宅療養支援病院の1(3)に該当する病院であって、以下のい	
ずれかを満たしている。	

- ① 第 14 の 2 在宅療養支援病院の 1 (1) シ①に掲げる過去 1 年間の緊急の 往診の実績又は 1 (1) シ②に掲げる在宅療養支援診療所等からの要請に より患者の緊急受入を行った実績の合計が直近 1 年間で 3 件以上
- ② 第 14 の 2 在宅療養支援病院の 1 (1) スに掲げる過去 1 年間の在宅における看取りの実績が 1 件以上又は過去 1 年間の 15 歳未満の超重症児及び準超重症児に対する在宅医療の実績が 1 件以上
- 2 常勤医師の配置状況(適合する全ての口に「✓」を記入すること。)

	常勤医師の氏名	該当
ア	介護保険制度の利用等に関する相談への対応及び要介護認定に係る主治医 意見書の作成を行っている	
1	警察医として協力している	
	母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条及び第 13 条に規定する乳	
ウ	幼児の健康診査(市町村を実施主体とする1歳6か月、3歳児等の乳幼児	
	の健康診査)を実施している	
ı	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条第 1 項に規定する予防接種	П
_	(定期予防接種) を実施している	
オ	幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校、中学校若しくは高等学校の学	П
7)	校医に就任している	
	「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 18 年 10 月 18 日付老	
カ	計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健局	П
/)	計画課長・振興課長・老人保健課長通知)に規定する地域ケア会議に出席	
	している	
+	通いの場や講演会等の市町村が行う一般介護予防事業に協力している	

3 地域におけるかかりつけ医機能として実施している内容に係る院内及びホームページ 等への掲載状況等

<u>掲載状況等</u>	<u>該当</u>
保険医療機関の見やすい場所に掲示している	
<u>ホームページ等に掲示している</u>	
掲示している内容を記載した文書を保険医療機関内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰ることができるようにしている	□

外来感染対策向上加算に係る届出書添付書類

1 院内感染管理者

		氏 名		職	重		
2	抗菌薬適正使用の	つための方策					
_	1九图来超正区/110	77.2070777.采					
3	連携保険医療機関	名又は地域の医師	i会				
	医療機関名	開設者名		所在地			
4	都道府県等の要請る	を受けた新興感染症 <i>0</i>	D発生時等の体制				
発熱患者の診療等を実施する体制							
Ł							

[記載上の注意]

- 1 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい)。
- 2 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書を添付すること(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい)。
- 3 「2」は、<u>連携する</u>感染対策向上加算 1 <u>に係る届出を行った保険医療機関</u>又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 4 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 5 「3」は、連携する感染対策向上加算1の医療機関名又は地域の医師会名を記載すること。

歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に係る届出書添付書類

1 当該保険医療機関の滅菌の体制について

		概	要	
滅菌体制 (該当する番号にC	2. 中央滅菌部門に	した滅菌器を使用 おいて滅菌(病院 いて滅菌(業者名	の場合に限る)	
1. に該当する場合は以下の事項について記載				
	医療機器届出番号			
滅菌器	製品名			
	製造販売業者名			
滅菌器の使用回数	1. 1日1回	2.	1日2回	
// 风色证》 医用凹数	3. 1日3回以上5回未	満 4.	1日5回以上	

2 当該保険医療機関の平均患者数の実績(該当する番号に〇)

	概 要
1日平均患者数	1. 10人未満 2. 10人以上20人未満
(歯科訪問診療の患者	3. 20人以上30人未満 4. 30人以上40人未満
を含む)	5. 40人以上50人未満 6. 50人以上

- ※ 新規開設のため、実績がない場合は省略して差し支えない。この場合において、翌年度の7月 に当該様式により実績について届出すること。
- 3 当該保険医療機関の保有する機器について

機器名		概	要	
歯科用ハンドピース (歯科診療室用機器に限る)	保有数			本
歯科用ユニット数	保有数			台

- ※ 歯科用ハンドピースの保有数の欄には以下の一般的名称である機器の保有数の合計を記載する こと。歯科用ガス圧式ハンドピース、歯科用電動式ハンドピース、ストレート・ギアードアング ルハンドピース、歯科用空気駆動式ハンドピース
- 4 常勤歯科医師の院内感染防止対策<u>(標準予防策及び新興感染症に対する対策)</u>に 関する研修の受講歴等(4年以内の受講について記入すること。)

受講者名	研修名	受講年月日	当該研修会の主催者
(常勤歯科医師名)	(テーマ)		

※4年以内の受講を確認できるものを保管すること。

[記載上の注意]

○ 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。

療養病棟入院基本料の施設基準に係る届出書(7月報告)

1 届出入院料:									
2 当該病院の	許可病床数				床				
3 標榜診療科 (施設基準に係る	3 標榜診療科 (施設基準に係る標榜科名を記入すること。) 科								
4 内視鏡下嚥	下機能検査又は嚥	下造影検査を	上担当する常	勤医師の氏名等					
常勤医師の氏名	名 常勤換算	勤務時間	診療科名	当該診療科の 経験年数	検査の経験年数				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
		時間		年	年				
5 自施設内に	おける内視鏡下嚥	下機能検査 ^셬	丰間実施症例	数	例				
6 自施設内に	おける嚥下造影検	查年間実施织			例				
7 連携する保	険医療機関の名称	:							
常勤医的	市の氏名	常勤	协換算	勤務時間	診療科名				
				時間					
				時間					
				時間					
				時間					
				時間					
8 連携施設に	おける内視鏡下嚥	下機能検査 ^会	Ŧ間実施症例	· l数	例				
9 連携施設に	おける嚥下造影検	查年間実施я			例				
	10 過去1年間に中心静脈栄養を実施した患者数 うち、中心静脈栄養を終了し経口摂取等へ移行した患者数								

[記載上の注意]

1 常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(当該勤務時間以外の所定労働時間について、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影を行う医師を除く。)を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

入院栄養管理体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1	区分番号	「A 2 4 6」	入退院支	援加算	の「:	注7」	 	入院時支	 	 <u>:</u> と。
					有	•	無			

2 管理栄養 土師の配置状況

	病 棟 名	氏 名
専従の常勤 管理栄養士		

[記載上の注意]

届出に当たっては、担当する病棟の名称、専従の管理栄養士の氏名を記入する。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

□ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全対策、褥瘡対策及び栄養管理体制について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合していること。 (適合する場合は、□に「レ」を記入すること。)

該当			今回の届出		届出 病棟数		入院患者数		平均在院日数
(= O	入院基本料等	病棟数	病床数				届出時	1 日平均 入院患者数	
	総病床数								
	一般病棟入院基本料								
	一般病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	一般病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	一般病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	療養病棟入院基本料								
	療養病棟入院基本料								
	(注11に係る届出)								
	療養病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	結核病棟入院基本料								
	結核病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	結核病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(重症患者割合特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料								
	精 神 病 棟 入 院 基 本 料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	精 神 病 棟 入 院 基 本 料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	精 神 病 棟 入 院 基 本 料								
	(特別入院基本料)								
	特定機能病院入院基本料								
	一般病棟								
	結 核 病 棟								
	精 神 病 棟								
	専門病院入院基本料								

障害者施設等入院基本	本 料				
障害者施設等入院基本	本 料				
(月平均夜勤時間超)					
救命救急入院料					
特定集中治療室管理料	料				
ハイケアユニット入園	完 医 療 管 理 料				
脳卒中ケアュニット入院医	療管理料				
小児特定集中治療室管	き 理 料				
新生児特定集中治療	室管理料				
総合周産期特定集中	母体・胎児			 	
治療室管理料	新生児				
新生児治療回復室入院	完 医 療 管 理 料				
一類感染症患者入院區	医療管理料				
特殊疾患入院医療管理	里料 (再掲)				
小児入院医療管理料	(5は再掲)				
回復期リハビリテーションタ	,棟入院料				
地域包括ケア病棟入	病棟入院料				
院 料	病棟入院料(注				
	9に係る届出)				
	入院医療管理料				
特殊疾患病棟入院料					
緩和ケア病棟入院料					
精神科救急 <u>急性期医</u> 療	<u>療</u> 入 院 料				
精神科急性期治療病	東入院料				
精神科救急・合併症力	入院 料				
児童・思春期精神科入	院医療管理料				
精神療養病棟入院料					
認知症治療病棟入院制	\$				
特定一般病棟入院料					
地域移行機能強化病	東入院料				
特 定 機 能 病 院 リハビリテー	ション病 棟 入 院 料				

※1日平均入院患者数の算出期間年月日月日~年月日※平均在院日数の算出期間年月日日~年月日

※1つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

[記載上の注意]

- 1 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に〇を記入すること。
- 2 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 3 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急 1 , 急 2 , 急 3 , 急 4 , 急 5 , 急 6
	地 1 , 地 2 , 地 3
療養病棟入院基本料	1, 2
結核病棟入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1 , 18 対 1 , 20 対
	1
精神病棟入院基本料	10対 1, 13対 1, 15対 1, 18対 1, 20対 1
特定機能病院入院基本料	
一般病棋	7 対 1 , 10 対 1 ,
結 核 病 榑	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
精神病棋	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
専門病院入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1
障害者施設等入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1

4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

内たス別和の巨力は「私の別にのう	HO 774	, •		0	
救命救急入院料	1,	2 ,	3,	4	
特定集中治療室管理料	1,	2,	3,	4	
ハイケアユニット入院医療管理料	1,	2			
新生児特定集中治療室管理料	1,	2			
小児入院医療管理料	1,	2 ,	3,	4 ,	5
回復期リハビリテーション病棟入院料		2,		4 ,	5
地域包括ケア病棟入院料					
地域包括ケア病棟入院料	1,	2,	3,	4	
地域包括ケア入院医療管理料	1,	2,	3,	4	
特殊疾患病棟入院料	1,	2			
緩和ケア病棟入院料	1,	2			
精神科救急 <u>急性期医療</u> 入院料	1,	2			
精神科急性期治療病棟入院料	1,	2			
認知症治療病棟入院料	1,	2			
特定一般病棟入院料	1,	2			
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料					

5 栄養管理体制に関する基準(常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること)を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき 40 点減算される対象の保険医療機関である。

- 6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、 又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。
- 7 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき 算出すること。
- 8 「平均在院日数の算定期間」は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に 基づき算出すること。

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

保険医療	機関名_				
1. 入院	基本料 •	特定入院料の届出			
		4·特定入院料(届出区分)			
			T 0 11 45	! . ! . ! . ! . !	
	裸ことの)届出 ※(医療を提供しているが医療資	原の少な	い地域に	に属する保険医療機関の場合に限る)
	には、該	≶当する場合「✔」を記入のこと)			
		女※(医療機関全体の数			
本届出	の病床数	女※(医療機関全体の数	次ではなく	〈、届出	に係る数を記載)
ㅁ시	院基本料	4・特定入院料の届出区分の変更なし (I	口には、	該当する	る場合「✔」を記入のこと)
o 毛 猫	一番 昌 介黒	2置に係る加算の届出			
				_	
(新規	に届け出	はるものについては「新規届出」 欄、既に	届出を行	っている	るものについては「既届出」欄の□に「✔」を訂
入の	こと。)				
新規	既	項目名	新規	既	項目名
届出	届出		届出	届出	
		夜間看護加算			看護補助加算
		(療養病棟入院基本料の注 12)			(障害者施設等入院基本料の注9)
		看護補助体制充実加算			看護補助体制充実加算
		(療養病棟入院基本料の注 12)	-		(障害者施設等入院基本料の注9)
	-	急性期看護補助体制加算	-	-	看護職員夜間配置加算
		25 対 1 (看護補助者 5 割以上) 25 対 1 (看護補助者 5 割未満)			12 対 1 配置加算 1 12 対 1 配置加算 2
 -		23 対 1 (有護補助) 自 3 制木/両/ 50 対 1			16 対 1 配置加算 1
	<u> </u>				16 対 1 配置加算 2
		夜間 30 対 1			看護補助加算
	 	夜間 50 対 1			看護補助加算 1
	† <u>-</u>	夜間 100 対 1			看護補助加算2
		看護配置加算			看護補助加算3
					夜間 75 対 1 看護補助加算
		看護職員配置加算			看護職員夜間配置加算
	Ц	(地域包括ケア病棟入院料の注3)	Ц		(精神科救急 <u>急性期医療</u> 入院料の注5)
		看護補助者配置加算			看護職員夜間配置加算
		(地域包括ケア病棟入院料の注4)			(精神科救急・合併症入院料の注5)
		看護補助体制充実加算			認知症夜間対応加算
		(地域包括ケア病棟入院料の注4) 看護職員夜間配置加算			(認知症治療病棟入院料の注3)
		有護職員校間配置加昇 (地域包括ケア病棟入院料の注7)			
	1			V	
o 7 7点	中土へ半				
		なび看護要員の数			
1 1	1日平均	入院患者数〔A〕 <u>人</u> (第	出期間	年	月日~ 年月日)
	※小娄	対点以下切り上げ			
② F]平均1	日当たり看護職員配置数	<u>人</u> 〔()/(日	数×8)〕※小数点以下第2位以下切り捨て
	(参考)	1 日看護職員配置数(必要数):] = [A/配置	置区分の数)×3 〕※小数点以下切り上げ

3	看護職員中の看護師の比率%
	〔月平均1日当たり看護職員配置数のうちの看護師数/1日看護職員配置数〕
4	平均在院日数 <u> </u>
	※小数点以下切り上げ
⑤	夜勤時間帯(16時間) <u>時</u> 分 ~ <u>時</u> 分
6	月平均夜勤時間数時間_ 〔(D-E)/B〕※小数点第2位以下切り捨て
_	
7	月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数人
	※小数点以下第2位以下切り捨て
	《看護職員配置加算(A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注3)を届け出る場合に記載≫
	(参考) 最小必要数以上の看護職員配置数(必要数): = [(A/50)×3]※小数点以下切り上げ
(8)	月平均1日当たり看護補助者配置数 人 ※小数点以下第2位以下切り捨て
	《看護補助加算 <u>・看護補助体制充実加算</u> (A106 障害者施設等入院基本料の注9)、A207-3 急性期看護補助体制加
	算、A214 看護補助加算、看護補助者配置加算 <u>・看護補助体制充実加算</u> (A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注4)
	を届け出る場合に記載≫
	(参考) 1日看護補助者配置数(必要数): = [(A/配置区分の数) × 3] ※小数点以下切り上げ
9	月平均1日当たり看護補助者夜間配置数
•	《看護補助加算·看護補助体制充実加算(A106 障害者施設等入院基本料の注9)、A207-3 夜間急性期看護補助体
	※ 1 世間 75 対 1 看護補助加算を届け出る場合に記載≫
	(参考) 夜間看護補助者配置数(必要数): = [A/配置区分の数] ※小数点以下切り上げ
	(多行) 以时自夜附成日乱巨妖(必女妖).
(10)	月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数 人 〔F/(日数×8)〕
	※小数点第3位以下切り捨て
	(参考) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数(上限): = [(A/200) × 3]
	※小数点第3位以下切り捨て

4. 勤務実績表

		病		雇用· 5名 勤務形態 ^{※2}	看護補助者 の業務 ^{※3}			日付	捌の	勤務	诗間数	女 ^{※6}	月延べ勤務時 間数	(再掲) 月平 均夜勤時間数
種別 ^{※1}	番号	棟名	氏名			(該当する一 つにO) **4		1日曜			••••	曜		の計算に含ま ない者の夜勤 時間数 **7
手进红				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専								
看護師				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専								
准看護				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専								
師				常勤·短時間·非常勤·兼務		有·無·夜専								

看護補				常勤·短時	間·非常勤·兼務	事務的業務	有·無·夜専								
助者		^^^	······	常勤·短時	間·非常勤·兼務	事務的業務	有·無·夜専					~~~	^^^	^^^^	
夜勤従事職員数の計					(E	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)				[(c)				
月延べ夜勤時間数						(D-E)		月延べ夜勤時間数 (中段の計)			攵	(D) **8		(E)	
	(再掲) 主として事務的業務を行う看護補助者の月延べ勤務時間数の計 [F] **9														
1日看護職員配置数 (必要数) **10					¹) × 3]	月平均	1日当た	-り看記	雙職員	配置	数	[C/	(日数×8)〕		
主として事務的業務を 行う看護補助者配置数 (上限) [(A/200) >				200) ×	3)	月平均1日当たりの主として事務 的業務を行う看護補助者配置数						(F/	(日数×8)〕		

- 注1) 1日看護職員配置数 ≦ 月平均1日当たり看護職員配置数
- 注2) 主として事務的業務を行う看護補助者配置数 ≧ 月平均1日当たりの主として事務的業務を行う看護補助者配置数

〔急性期看護補助体制加算・看護補助加算等を届け出る場合の看護補助者の算出方法〕

看護補助者のみの月延べ勤務時間数の計〔G〕	
みなし看護補助者の月延べ勤務時間数の計〔H〕	[C]-〔1日看護職員配置数×日数×8〕
看護補助者のみの月延べ夜勤時間数〔I〕	看護補助者(みなしを除く)のみの [D]
1日看護補助者配置数(必要数)※10 [J]	[(A/配置区分の数 ^{※11})×3]
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を含む)	[G+H/ (日数×8)]
月平均1日当たり看護補助者配置数(みなし看護補助者を除く) [K ^{※12}]	[G/ (日数×8)]
夜間看護補助者配置数(必要数)※10	A/配置区分の数 ^{※11}
月平均1日当たり夜間看護補助者配置数	[I / (日数× 1 6)]
看護補助者(みなし看護補助者を含む)の最小必要数に対する看護補助	[(K/J) ×100]
者(みなし看護補助者を除く)の割合(%)	(K/ 3/ × 100)

[看護職員配置加算(地域包括ケア病棟入院料の注3)を届け出る場合の看護職員数の算出方法]

1日看護職員配置数(必要数) ^{※10} [L] ^{※13}	[(A/13) × 3]				
月平均1日当たり看護職員配置数	[C∕(日数×8)]				
月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職 員配置数	[{C- (L×日数×8)} / (日数×8)]				

〔記載上の注意〕

- ※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。 看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当該保険医療機 関附属の看護師養成所等、病棟以外のみに従事する者については、記載しないこと。
- ※2 短時間正職員の場合は雇用・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は、雇用・勤務形態の「兼務」に〇を記入すること。
- ※3 看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の 者は「事務的業務」に〇を記入すること。
 - 配置数の上限〔(A/200) × 3〕を超える主として事務的業務を行う看護補助者は様式9に記載しないこと。
- ※4 夜勤専従者は「夜専」に〇を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1 入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者(短時間正職員においては12時間未満の者)、急性期一般入

院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に〇を記入すること。

※5 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は1を記入すること。 ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。

看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

- ※6 上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟 以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- ※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
 - ①夜勤専従者、②急性期一般入院基本料、7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が 16 時間未満の者(短時間正職員においては 12 時間未満の者)、③急性期一般入院基本料、7 対 1 及び 10 対 1 入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が 8 時間未満の者
- ※8 [D]は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」(月延べ勤務時間数欄の中段)の計である。
- ※9 [F]は、看護補助者の業務の欄において「事務的業務」に〇を記入した看護補助者のみの「月延べ勤務時間数」 の計である。
- ※10 小数点以下切り上げとする。
- ※11 「配置区分の数」とは、当該届出に係る入院基本料又は加算において求める看護配置数(例えば、急性期一般 入院料1の場合「7」、10対1入院基本料の場合「10」、25対1急性期看護補助体制加算の場合「25」、夜間30対1 急性期看護補助体制加算の場合「30」)をいう。
- ※12 地域包括ケア病棟入院料の注4に掲げる看護補助者配置加算及び看護補助体制充実加算は、みなし看護補助者 を除いて要件を満たす必要がある。
- ※13 地域包括ケア病棟入院料を届け出る場合には、13対1の「13」で計算するが、地域包括ケア病棟入院料の注2 の届出を行う場合にあっては、15対1の「15」で計算すること。
- ※14 地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、作業療法士及び精神保健福祉士を看護職員配置数に含めることができること。この場合、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士は、勤務実績表において准看護師として記入すること。
- ※15 特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は精神療養病棟入院料を届け出る場合には、「月平均1日当たり看護職員配置数」は「月平均1日当たり看護職員及び看護補助者配置数」、「1日看護職員配置数(必要数)」は「1日看護職員及び看護補助者配置数(必要数)」と読み替えること。この場合、看護職員数及び看護補助者数の合計が基準を満たすこと。

〔届出上の注意〕

- 1 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において、看護配置が異なる病棟ごとに届出を 行う場合は、一般病棟入院基本料の届出は、同一の看護配置の病棟ごとにそれぞれ本届出を作成すること。
- 2 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 3 月平均夜勤時間超過減算を算定する場合には、看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 4 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合には、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を添付すること。
- 5 夜間看護加算・看護補助体制充実加算(A101 療養病棟入院基本料の注 12)、A207-4 看護職員夜間配置加算、看護職員夜間配置加算、看護職員夜間配置加算(A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注7、A311 精神科救急急性期医療入院料の注5、A311-3 精神科救急・合併症入院料の注5)は、常時 16 対 1 (A207-4 看護職員夜間配置加算は、12 対 1 の場合も含む。)を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前 1 か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類(様式 9 の 2 を参照)を添付すること。

総合入院体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出	□ 総合入院体制加算 1
※該当するものにチェ	□ 総合入院体制加算 2
ックすること。	□ 総合入院体制加算 3
2 標榜し入院医療を 提供している診療科	該当するものに「✔」すること。 □ 1 内科 □ 2 精神科 □ 3 小児科 □ 4 外科
1年代しているが別行	□5 整形外科 □6 脳神経外科 □7 産科又は産婦人科
	1 当該保険医療機関の担当精神科医師名:
	()
	 2 連携保険医療機関の名称及び担当精神科医師名
	· 名称()
	• 担当精神科医師名()
┃ ┃3 精神科医師が24	3 医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床数
時間対応できる体制	()床
	4 届出を行っている入院料に「✓」し、届出時点における
※総合入院体制加算1	当該病棟の入院患者数を記載すること。
は、5・6の記載は	□ 精神病棟入院基本料 ()人
不要。	│ │ □ 精神科救急急性期医療入院料 ()人
※総合入院体制加算2	□ 精神科急性期治療病棟入院料 ()人
及び3は、3・4の	□ 精神科救急・合併症入院料 ()人
記載は不要。	口 児童・思春期精神科入院医療管理料 ()人
	□ 地域移行機能強化病棟入院料 ()人
	5 次の届出している加算にOをつけること。
	口 精神科リエゾンチーム加算
	□ 認知症ケア加算 1
	6 1年間の算定実績
	□ 精神疾患診療体制加算 2 ()件
	口 入院精神療法(救急患者に対し入院3日以内に実施さ
	れたものに限る)()件

	口 救急救命入院料の「注2」に規定回加算(救急患者に対し入院3日		
	のに限る)	()件
4 全身麻酔による年 間手術件数	() 件		
	ア 人工心肺を用いた手術及び人工心肺を	使用しな	い冠動脈、
	大動脈バイパス移植術(40件/年以上)	()件
	イ 悪性腫瘍手術 (400 件/年以上)	()件
	ウ 腹腔鏡手術(100件/年以上)	()件
5 手術等の件数	工 放射線治療(体外照射法) (4,000件)	/年以上)	ı
		()件
	才 化学療法(1,000件/年以上)	()件
	カ 分娩(100件/年以上)	()件
	アからカのうち基準を満たす要件の数	()
※総合入院体制加算 1 の場合、2又は3の いずれかにチェック すること。	□3 高度救命救急センター □4 総合周産 □5 その他(期母子医验	療センター)
7 救急用の自動車等 による搬送実績 ※総合入院体制加算2 の場合に記載するこ と。	1年間の救急用の自動車等による搬送件数 (2,000件/年以上)	()件
	1-1 初診に係る選定療養(実費を徴収	している	こと) の幸
	告の有無(□有・	口無)
	1-2 診療情報提供料等を算定する割合	(4割以	上)
8 外来縮小体制	(2+3) /1×10	()割
	① 総退院患者数	()件
	② 診療情報提供料(I)の注「8」の	加算を算	定する退隊

	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰
	が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要
	がないと判断された患者数 ()件
	□2 紹介受診重点医療機関である。
9 医療従事者の負担	様式 13 の 2 に記載すること。
の軽減及び処遇の改	※ 直近7月に届け出た内容と変更がないため届出を省略す
善に資する体制	る場合「✓」を記入 □ 届出を省略
10 地域連携室の設置	(口有・口無)
11 24時間の画像及	(口有・口無)
び検査体制	
12 薬剤師の当直体制	
を含めた 24 時間の	(口有・口無)
調剤体制	
	該当するものに「✓」すること。
	□ 敷地内禁煙
	□ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場
	所に掲示している。
	□ 敷地内に喫煙所を設けている場合は、以下の届出を行って
13 禁煙の取扱	いる入院料に「✓」すること。
	□ 緩和ケア病棟入院料、□ 精神病棟入院基本料、□ 精神
※総合入院体制加算1	科救急急性期医療入院料、□ 特定機能病院入院基本料(精
の届出の場合に記入	神病棟に限る。)、□ 精神科急性期治療病棟入院料、□ 精
すること。	神科救急・合併症入院料、□ 精神療養病棟入院料、□ 地域
	移行機能強化病棟入院料
	□ 敷地内に喫煙上を設けているが、受動喫煙防止措置をとっ
	ている。
	具体的な受動喫煙防止措置
	(
	・療養病棟入院基本料の届出 (口有・ 口無)
	・地域包括ケア病棟入院料の届出 (口有・ 口無)
14 療養病棟入院基本	(地域包括ケア入院医療管理料を含む)
料の届出等	・同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施
	設、介護医療院又は介護療養型医療施設の設置
	(口有・ 口無)

15 外部評価について ※総合入院体制加算 1 及び 2 の届出の場合に 記入すること。	該当するものにチェックすること。 □ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている □ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、記入すること。 ()
16 急性期充実体制加 算の届出	□ 急性期充実体制加算の届出を行っていない。

〔記載上の注意〕

- 1 「3」の1及び2については、総合入院体制加算2又は3の届出を行う場合において、「2」の「2 精神科」に該当しない場合に記載すること。
- 2 「5」の5を記入した場合には、24 時間の救急体制を確保していることを証明する 書類を添付すること。
- 3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日~3月31日の期間を指す。
- 4 様式 13 の 2 を添付すること。

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

-IY':	週百9	る場合 ✓]	を記入9	a_C)								
年 医療従	月 従事者σ	日時点の 負担の軽		る 者の負担 遇の改善			制の料	犬況				
ア「	医療従	事者の負担	の軽減及	び処遇の	改善に関	する責任	E者	氏名:			職種:	
イ [医療従	事者の勤務	状況の把	握等							<u>.</u>	
	(ア)	勤務時間	の具体的	な把握方法	法		□ タ·	イムカード	、ICカード	*		
							口 出	常簿又は常	管理簿等の	用紙に	よる記録(上司等による客観	見的な確認あり
							口出	席簿又は	管理簿等	の用紙	による記録(自己申告)	
							□そ	の他				
								▶的に:)
	(1)	勤務時間	以外につ	ハての勤利	外状況の	把握内容					_	
									↑護休業の		<u>«</u>	
							□ 年 □ そ		暇取得率			
								い他 *的に:)
ф :	多職種	からなる役	割分扣推	進のための	の委員会	又は会議		開催頻月				<u>/</u> .た回数
	> 1301±.						•		~· <u>────</u> 汝∶平均			
								参加職種	重()
エ「	医療従	事者の負担	の軽減及	び処遇の	改善に資	する計画	Ī	□ 計画	i策定			
								□ 職員	に対する	計画の	周知	
オー	医療従	事者の負担	の軽減及	、び処遇の	改善に関	する取組	里事項(の公開 [□ 医療機	関内に	掲示する等の方法で公開	İ
									(具体的	な公開	方法 ————————————————————————————————————	
医療征	走事者 σ	り負担の軽	减及び処	遇の改善	こ資する	計画の具	体的な	取組内容	}			
(1)	~(ト)の·	うち少なくと	:も3項目	以上を含ん	しでいるこ	.ك.						
	(イ) 外	来診療時間	の短縮、	地域の他	の保険医	療機関と	の連携	馬などのタ	ト来縮小 の)取≨□	外来診療時間の短縮	
	×	許可病床数	女が 400床	ミ以上の症	院では、	必ず本項	目を計	十画に含む	ょこと。		地域の他の保険医療機関	関との連携
											その他	
	(口) 院	内保育所0)設置(夜	間帯の保	育や病児	保育の乳	≧施がき	含まれるこ	とが望まり	しい 🗆	夜間帯の保育の実施	
	. , ,			11.2.11		,,,,,,,,					病児保育の実施	
	(八) 医	師事務作業	上	の配置に」	- ス医師の) 重	業の色	坦 坦			7F37C [AT F1 47 X/16]	
		師の時間を							 美			
		定行為研修										名
								訓の貝担!	半王 //仪			<u> </u>
ľ	へ)院	内助産又は	よ 助座師を	ト米の開記	対による色	≦師の負	旦輇减				院内助産	
											助産師外来	
	(ト) 看	護補助者の	配置によ	 る看護職	員の負担	軽減					助	

〔記載上の注意〕

- 1 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。 2 当該加算の変更の届出に当たり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。

急性期充実体制加算等の施設基準に係る届出書添付書類

(新規・7月報告)

1. 許可病床数

許可病床数	床
-------	---

2. 急性期充実体制加算の施設基準

※□には、適合する場合「✓」を記入すること。

□ 急性期一般入院料 1 を算定する病棟を有する保険医療機関である。						
□ 急性期一般入院料 1 を届け出ている病棟について、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 Ⅱ を						
用いて評価を行っている。						
	以下のい	いずれかを満たしている。				
	□ アの(イ)及び、(ロ)から(へ)までのうち4つ以上を満たしている。					
	口 イの(イ) 又は(ロ)を満たし、かつ、アの(イ)及び、(ロ)から(へ)までのうち					
2つ以上を満たしている。						
	以下に全	〒間件数又は許可病床1床あたり(の年間件数 ^{※1} を記入 ^{※2} すること	- 0		
	※ 1 () の許可病床 1 床あたりの記載は、許可病	床数 300 床未満の保険医療機関において	記入すること。		
	※2 基準	準に該当するとして届け出るもののみの記入	で差し支えない			
		(イ) 全身麻酔による手術		ル 7年		
		(2,000件/年以上)		件/年		
		(6.5件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)		
				件/年		
1 手術等に係	ア	うち、緊急手術	(許可病床1床あたり	件/年)		
る実績		(350 件/年以上)	病院において、「手術が緊急である」			
		(1.15 件/年/床以上)	判定する仕組:			
		(口)悪性腫瘍手術		ル 7年		
		(400 件/年以上)	(計可停止 1 广大 1 以	件/年		
		(1.0件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)		
		(ハ)腹腔鏡下手術又は胸腔鏡		14 7 左		
		下手術(400 件/年以上)	(計可停止 1 广大 1 以	件/年		
		(1.0件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)		
		(二)心臓カテーテル法による		ルノケ		
		手術(200件/年以上)	(計画库内 4 ウカナリ	件/年		
		(0.6件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)		

		(ホ)消化管内視鏡による手術		件/年			
		(600 件/年以上)	 (許可病床1床あたり	件/年)			
		(1.5件/年/床以上)	(計り物体「体めだり	計/ 牛 /			
		(へ)化学療法		件/年			
		(1,000件/年以上)	(計可佐佐1佐も4。()				
		(3.0件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)			
		(イ)異常分娩		此 7年			
		(50 件/年以上)	(計可佐佐1佐も4。()	件/年			
		(0.1件/年/床以上)	(許可病床1床あたり 	件/年)			
	1	(ロ)6歳未満の乳幼児の手術		W 7/=			
		(40 件/年以上)	/=====================================	件/年			
		(0.1件/年/床以上)	│ (許可病床1床あたり │	件/年)			
	1のアク	n(へ)を満たしているものとしてfi	- 冨出を行っている場合のみ記入	、すること。			
2 外来化学療	口 外到	· ・腫瘍化学療法診療料1の届出を行	行っている。				
法の実施を推	口化等	学療法のレジメンが委員会により <i>5</i>	承認され、登録されている全て	のレジメン			
進する体制 し	のうち、	4割以上のレジメンが外来で実施	施可能である 。				
	ア該	当するものを記載すること。					
	□ 救命救急センター又は高度救命救急センターを設置している						
	口 救急搬送件数(2,000件/年以上)(6.0件/年/床以上)						
0 04 n+ 88 0 +b	件/年(許可病床数1床あたり 件/年)						
3 24 時間の救	イ ・精神科医が速やかに診療に対応できる体制 (口 自院 ・ 口 他院)						
急医療提供	(1	(他院の場合は当該保険医療機関名を記載:)					
	・精神疾患診療体制加算2の算定件数又は救急搬送患者の入院3日以内におけ						
	る入院精神療法若しくは救命救急入院料の「注2」に規定する精神疾患診断						
	'n	台療初回加算の算定件数の合計(2	20 件/年以上)	件/年			
	以下のプ	、 院料のうち、届け出ている入院料	料の病床数を記入すること。				
	口 救命	 市救急入院料		床			
	口 特別	定集中治療室管理料		床			
 4 高度急性期	□ /\-	イケアユニット入院医療管理料		床			
4 高度急性期 医療の提供	□ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料			床			
医療の促供		ド中グノユーット人院医療官理科		<i>I</i> /N			
		アークアユーット人院医療管理科 見特定集中治療室管理料		床			
	口小儿			-			
	口 小児口 新生			床			
	□ 小児□ 新生□ 総合	見特定集中治療室管理料 生児特定集中治療室管理料		床床			
5 感染対策	□ 小児□ 新生□ 総合□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お	记特定集中治療室管理料 生児特定集中治療室管理料 合周産期特定集中治療室管理料	いる。	床床床床			
5 感染対策 6 24 時間の画	□ 小児□ 新生□ 総合□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お	记特定集中治療室管理料 生児特定集中治療室管理料 合周産期特定集中治療室管理料 生児治療回復室入院医療管理料	いる。	床床床床			
	□ 小児□ 新生□ 総合□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ 新生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お生□ お	记特定集中治療室管理料 生児特定集中治療室管理料 合周産期特定集中治療室管理料 生児治療回復室入院医療管理料		床床床床			

直体制を含め た 24 時間の 調剤体制	(口 有 ・ 口 無)
8 精神科リエ	口 精神科リエゾンチーム加算の届出を行っている。
ゾンチーム加	□ 認知症ケア加算1の届出を行っている。
算等の届出	□ 認知症ケア加算2の届出を行っている。
	ア 院内迅速対応チームの構成員(救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を
	修了した者の名前を記載すること。)
	• 医師:
	・専任の看護師:
	イ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応状況に
9 入院患者の	関する改善の必要性等について提言するための責任者名:
病状の急変の	
兆候を捉えて	ウ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応
対応する体制	<u>方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。</u> <u>□</u>
	工 <mark>ウ</mark> 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応の改
	善に関する委員会又は会議の開催日:
	<u>うち、イの責任者の出席日:</u>
	<mark>オ</mark> エ 院内講習の開催日(開催予定日): ■
	1回目 月 日 2回目 月 日
	ア 該当するものを記入すること。
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の <mark>報告届出</mark> を行って実費を徴収している。
	ア 該当するものを記入すること。
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の <mark>報告届出</mark> を行って実費を徴収している。
	ア 該当するものを記入すること。 ロ・初診に係る選定療養の <mark>報告届出</mark> を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上
	ア 該当するものを記入すること。 ロ・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に 逆 紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合
	ア 該当するものを記入すること。 ロ・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に 逆 紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合
10 外来縮小体	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組:
10 外来縮小体制	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標:
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。 イ 前年度1年間の初診・再診の患者数を記入すること。
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。 イ 前年度1年間の初診・再診の患者数を記入すること。 ① 初診の患者数
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。 イ 前年度1年間の初診・再診の患者数を記入すること。
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。 イ 前年度1年間の初診・再診の患者数を記入すること。 ① 初診の患者数
	ア 該当するものを記入すること。 □・初診に係る選定療養の報告届出を行って実費を徴収している。 ・紹介割合の実績が 50%以上かつ逆紹介割合の実績が 30%以上 ・令和4年度に逆紹介割合又は逆紹介割合が、基準を満たしていない場合 に、令和5年度の届出を実施可能とするために予定している、確実な取組: 院内で設定している数値目標: □ 紹介受診重点医療機関である。 イ 前年度1年間の初診・再診の患者数を記入すること。 ① 初診の患者数 () 名 ② 再診の患者数 () 名

	⑥ 紹介割合 ()%
	⑦ 逆紹介割合 ()‰
11 処置の休日 加算 1 等の届 出	□ 処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っている。 □ 処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っていない。 ・届出を行っていない理由: ・今後の届出予定について:□ 予定あり 令和 年 月頃 □ 届出を行う見込みがない ・「届出を行う見込みがない」場合、「届出を行うことが望ましい」とされているにもかかわらず、届出を行わない理由:
	・「届出を行う見込みがない」場合、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に係る取り組み状況(見込み等も含む。)について、院内の医療従事者に対しどのように説明を行っているのか、内容を記載すること:
	以下のいずれも満たすこと。
	口 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理 料を含む。)の届出を行っていない。
	□ 以下の③の割合が9割以上であること。
12 他の入院料 の届出状況等	 ① 一般病棟の病床数の合計 ② 許可病床数の総数から精神病棟入院基本料、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料及び地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数()床 ③ ① ÷ ② × 10 = ()割
	□ 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は
	介護療養型医療施設を設置していない。
	□ 特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引がない。
	以下のいずれも満たすこと。
	□ 一般病棟における平均在院日数が 14 日以内であること。
40 2004	()日 (小数点第一位まで)
13 退院に係る 状況等	□ 一般病棟の退棟患者(退院患者を含む)に占める、同一の保険医療機関の一般 □ 「無様以ばの無様に転換した」は、まのの割合が、1割ま滞みたること。 ()
1八八寸	病棟以外の病棟に転棟したものの割合が1割未満であること。 ()) 割 %
	<u>□ ¹¹⁷ </u> □ 以下のいずれかの届出を行っていること。
	□ 入退院支援加算1の届出を行っている。

	□ 入退院支援加算2の届出を行っている。				
	□ 敷地内禁煙				
	□ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示している。				
	□ 敷地内に喫煙所を設けている場合は、以下の届出を行っている入院料にチェッ				
	クすること。				
14 禁煙の取扱	□ 緩和ケア病棟入院料、□ 精神病棟入院基本料、□ 精神科救急急性期医療入				
い	院料、□ 精神科急性期治療病棟入院料、□ 精神科救急・合併症入院料、□ 精				
	神療養病棟入院料、□ 地域移行機能強化病棟入院料				
	口 敷地内に喫煙所を設けているが、受動喫煙防止措置をとっている。				
	具体的な受動喫煙防止措置()				
	該当するものにチェックすること。				
	 □ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている				
	口 日午色水成化計画版件等の117色水成化計画と大りです				
1 <i>□</i> ₩ ★π=π/ π	□ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、				
15 外部評価					
15 外部評価	□ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、				
15 外部評価	□ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、 記入すること。()				
15 外部評価	□ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、記入すること。 () □ 届出時において、評価を受けていないが、評価を受ける予定あり				

3. 精神科充実体制加算の施設基準

※□には、適合する場合「✓」を記入すること。

1 精神病床	医療法第7条第2項第1号に規定する精	神病床の病尿	未数 ()床
2 精神疾患患者に対する体制	□ 精神疾患を有する患者に対し、24 時	間対応でき	る体制を確保し	している。
	以下の入院料のうち、届け出ている入院料のでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		届出時点の病	床数及び
	当該病棟に入院している人数を記入する。	こと。		
	□ 精神病棟入院基本料	(床)(人)
3 精神疾患患者に係	□ 精神科救急急性期医療入院料	(床)(人)
る入院料の届出及び入 院している人数	□ 精神科急性期治療病棟入院料	(床)(人)
死している八数	□ 精神科救急・合併症入院料	(床)(人)
	□ 児童・思春期精神科入院医療管理料	(床)(人)
	□ 地域移行機能強化病棟入院料	(床)(人)

〔記載上の注意〕

- 1 「2. 急性期充実体制加算の施設基準」の「3」のアを記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。
- 2 「2. 急性期充実体制加算の施設基準」の「5」の「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「AOOO」初診料の「注2」及び「注3」並びに区分番号「AOO2」外来診療料の「注2」及び「注3」に規定する 算出方法を用いること。
- 3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日~3月31日の期間を指す。
- 4 「3. 精神科充実体制加算の施設基準」の「2」については、精神疾患を有する患者に対し、24 時間対応できる体制を確保していることを証明する書類を添付すること。
- 5 様式6を添付すること。
- 6 「1 手術等に係る実績」「2 外来化学療法の実施を推進する体制」について、院内への掲示物について、A4サイズに縮小し、添付すること。
- 7 「2」の化学療法のレジメンについて、がん腫・レジメンのリスト及びレジメンごとの年間実施実 患者数(入院・入院外別)の集計表を添付すること。

医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

医師事務作業補助体制加算 1	医師事務作業補助体制加算 2

(該当区分に〇をつけること。)

1	医師事務作業補助体制加算の届出区分	(該当区分に数値を記入すること。)
	这叫事切 IF 未 III 划 IP III 加 开 V III 山 C J	- (成当位力に数にという) ひここ。

			ハ:医師事務作業補助者の数	二:医師事務作業補助
		口:配置基	(うち、自院における3年	者のうち、自院におけ
イ:当該加算の届出を行う	病床数	口:配置基 準	以上の勤務経験を有する者の	る3年以上の勤務経験
			数)	を有する者の割合が5
				割以上
① 以下の② <mark>及び③</mark> 以外の病				
床	床	対 1	名	
			(名)	
② 50対1、75対1又は100	床	対 1	名	
対1に限り算定できる病床			(名)	

- ※ 配置基準は 15 対 1 · 20 対 1 · 25 対 1 · 30 対 1 · 40 対 1 · 50 対 1 · 75 対 1 · 100 対 1 の うち 該当するものを記入(②は 50 対 1 · 75 対 1 · 100 対 1 に限る。) すること。
- ※ ハで記載した値が、イ/(ロで記載した値)で小数点第一位を四捨五入した値以上であること。
- ※ 医師事務作業補助者の数は1名以上であること。
- ※ 「自院における3年以上の勤務経験」は、医師事務作業補助者としての勤務経験を指す。
- ※ 医師事務作業補助体制加算1を算定する場合は、二が5割以上であること。
- 2 医師事務作業補助者の配置責任者

医師事務作業補助者の配置責任者の氏名

3 医師事務作業補助者を配置するにあたっての研修計画

最低6ヶ月間の研修計画を作成している	はい・ いいえ
上記研修期間内に32時間の研修を行う計画がある	はい・ いいえ

- 4 院内規程規定の整備について(満たしているものに○をつける)
 - ① 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、職員等に周知 徹底している。
 - ② 計画に基づき、医師事務作業補助者を配置している。
 - ③ 医師事務作業補助者の業務範囲について、関係法令に基づき規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備している。

	④ 診療記録の記載について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。
	⑤ 個人情報保護について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。
6) 医療機関内に電子カルテシステム又はオーダリングシステムを導入しており、そのシステム上において、 <mark>フの</mark> ③に <mark>規定規程</mark> する業務を医師事務作業補助者に行わせることとしている場合は、以下の体制を整備している(次の事項を満たしている場合に□に√をつけること。)。
	電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)について、関係法令に 基づき規程を文書で整備している。
	□ 電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)□ 電子カルテシステムのみ□ オーダリングシステムのみ

5 医療実績等に関する事項

①第三次救急医療機関		
②総合周産期母子医療センターを有する医療機関		
③小児救急医療拠点病院		
④年間の緊急入院患者数が 800 名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑤災害拠点病院		
⑥へき地医療拠点病院		
⑦地域医療支援病院		
⑧「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在	する医療機関	
⑨年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑩年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有す る医療機関	年間	件
①年間の緊急入院患者数が 100 名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑫年間の緊急入院患者数が 50 名以上の実績を有する医療機関	年間	名

(年間の緊急入院患者数又は年間の全身麻酔による手術件数の算出期間:

年 月 日~ 年 月 日)

[記載上の注意]

- 1 届出区分に応じて必要な箇所を記載すること。
- 2 様式 18 の 2 「医師事務作業補助者の名簿」を添付すること。
- 3 「3」については、医師事務作業補助員の研修計画の概要について分かる資料を添付すること。

- 4 「4」の①については、様式 13 の 4 「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」及び医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写しを添付すること。ただし、加算の変更の届出にあたり、 直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、様式 13 の 4 の添付を略すことができる。
- 5 「4」の②から⑤については、計画書及び規程文書の写しを添付すること。
- 6 「4」の⑥については、規程文書の写しを添付し、併せて、医療機関内における電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する真正性、見読性、保存性の確保に係る取組が分かる資料及び各入力項目についての入力権限、許可権限が分かる一覧表を添付すること。
- 7 15 対 1 補助体制加算を届け出る場合には「5」の①~④のいずれかを満たすこと。20 対 1、25 対 1、30 対 1 又は 40 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑩のいずれかを満たすこと。50 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑪のいずれかを満たすこと。75 対 1 又は 100 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑫のいずれかを満たすこと。
- 8 年間の緊急入院患者数、年間の全身麻酔による手術件数については、直近1年間の実績を記載すること。
- 9 「5」の1~3、5~7に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことの分かる資料を添付すること。

感染対策向上加算〔 〕に係る届出書添付書類

1	感染制御チーム	ム (ロI	こは適合す	る場合	ì ' √ .	」を記人	すること。)	
	区分		氏	名		専従・専任	経験年数	勤務形態	研修
						□専従	年	口常勤	
ア	専任の常勤医師					□専任		□常勤換算	
	守江の市到区町	ılı				□専従	年	口常勤	
						□専任		□常勤換算	
						□専従	年		
1	専任の看護師					□専任			
'						□専従	年		
						□専任			
	区分			氏	名		勤務年数	研修	多 ———
ゥ	専任の薬剤師						年		
	寺位の条別岬						年		
_	まなの時亡やオ	< ++ A∓					年		
エ	専任の臨床検査	1汶即					年		
2	院内感染管理	者							
		氏	名				職	種	
3 抗菌薬適正使用のための方策									
4	連携保険医療	継閏 名							
	医療機関名		 設者名				 f在地		
5 都道府県等の要請を受けた新興感染症の発生時等の体制									
5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	女明とり	文1112初兴	心不知	<u> </u>	<u> </u>	I. I. sale 2		
	都退府県寺の5 染症患者を受け <i>入</i>			· 心 木 1	<u> </u>	<u></u>	11.463		
感		人れる体	制	· /		<u> </u>	71.02		

発熱患者の診療等を実施する体制							
上記のいずれかについて公表されている自	1治体のホームページ:()				
6 サーベイランス事業の	6 サーベイランス事業の参加状況						
事業名:()				
7 届出保険医療機関が診	F価を実施する連携	保険医療機関名					
医療機関名	医療機関名						
8 届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名							
医療機関名 開設者名 所在地							

9 抗菌薬適正使用支援チーム

区分	氏	名	勤務形態	専従・専任	経験年数	研修
アの経験を有する事件の			□常勤 □常勤換算		年	
上の経験を有する専任の 常勤医師			□常勤 □常勤換算		年	
イ 5年以上感染管理に					年	
従事した経験を有する看 護師					年	
ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感					年	
染症診療にかかわる専任の薬剤師					年	
エ 3年以上の病院勤務経験をもつ微					年	
生物検査にかかわる専任の臨床検査技師					年	

[記載上の注意]

- 1 感染対策向上加算1を届け出る場合は、「1」から「9」を、感染対策向上加算2又は3を届け出る場合は「1」から「5」を記載すること。
- 2 感染対策向上加算 1 を届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。感染対策向上加算 2 を届け出る場合であって、ウ及びエに掲げる薬剤師及び臨床検査技師が適切な研修を修了している場合には、そのことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。
- 3 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。(医療安全対策加

算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)

- 4 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに感染制御チームの業務内容が明記された文書を添付すること。(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 5 「3」は、感染対策向上加算1及び2を届け出る場合は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に記載すること。感染対策向上加算3を届け出る場合は、 連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 6 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 7 「4」は、感染防止対策加算1を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算2又は3を算定する 医療機関名を記載し、感染防止対策加算2又は3を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算1の 医療機関名を記載すること。
- 8 「6-5」は、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。
- 9 「7」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関が 評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 10 「8」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 11 「7」、「8」は、届出保険医療機関について予定されているものを記載することでよく、少なくと も年1回程度、実施されていればよい。
- 12 「9」は、抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書を添付すること。

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

- 1	_届出に係る病棟楽剤業務実施加算の区分(届出を行うもの全てに〇を付す)					
	() 病棟薬剤業務実施加算 1					
	() 病棟	薬剤業務実施加算 2				
2	病棟薬剤業務の	の実施体制				
	病棟名	当該病棟で算足	定している入院料	専任薬剤師の氏名		
3				、副作用等の情報を把握		
	し、収集した情報	報を関係する医療従事	者に速やかに提供する	る方法		
4	医苯甲桂邦姓氏	田宮の英刘にした技芸	対数をなる。数如は	りはおサキのナン		
4	医梁品 情報官場	里至の楽剤師と病傑楽 ————	系剤業務を行う薬剤師 <i>の</i>	り情報共有の方法 		
5	医薬品情報管理	理室で管理している情	「報を医療従事者が容 易	易に入手する方法		
				71-717 7 07372		
6	迅速に適切な抗	昔置を講じることがで	きる体制の概要			
	[記載上の注意]					
		ては、当該加算を算定す	る入院料(障害者施設等)	入院基本料 <u>又は小児入院医療</u>		
	年田型リはの柱	中 1 腔料 (连插单位表行	こナのに四て) た吟/	\ 大管ウL ていてすぶて ℓ		

- 1 「2」については、当該加算を算定する入院料(障害者施設等入院基本料<u>又は小児入院医療管理料以外の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)</u>を除く。)を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院料及び専任の薬剤師の氏名(複数の場合は全ての氏名)を記載すること。
- 2 「3」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 3 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 4 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 5 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制 及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 6 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。

データ提出加算に係る届出書

1.	A 245 デー	- タ提出加算に関	する施設基準	(該当する項目にチ	ェックをすること。)
----	----------	-----------	--------	-----------	------------

- □ A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- □ A207診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。(※1)
- □ 「DPC導入の影響評価に関する調査」に適切に参加できる。
- □ 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

2. 医療法上の許可病床数 (※2)

:	3 7/ 3 7/ 1 7/ 2
一般病床	床
精神病床	床
感染症病床	床
結核病床	床
療養病床	床
計	床

3. 届出を行う項目(該当する項目にチェックをすること。)(※3)

データ提出加算 1 データ提出加算 3	口 イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)
データ提出加算 2 データ提出加算 4	□ イ (医療法上の許可病床数が200床以上)
	□ □ (医療法上の許可病床数が200床未満)

〔記載上の注意〕

- ※1 「A 207 診療録管理体制加算に係る施設基準の要件を満たしている。」の欄は、特定入院料 <u>(「A 317」特定一般病棟入院料を除く。)</u>回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包 括ケア病棟入院料のいずれか又はその両方のみの届出を行う保険医療機関のみ、チェックをす ること。
- ※2 病床数は、医療法第7条第2項に規定する病床(医療法上の許可病床数)の種別ごとに数を 記載すること。
- ※3 入院データを提出する場合は、データ提出加算1及び3のイ又は口を選択すること。 入院データ及び外来データを提出する場合は、データ提出加算2及び4のイ又は口を選択すること。

上記のとおり届出を行います。

令 和	午		
	- E	\mathbf{H}	\neg

保険医療機関コード

保険医療機関の名称

保険医療機関の所在地住所及び名称

□ 救命救急入院料「注 11」重症患者対応体制強化加算											
□ 特定集中治療室管理料「注6」重症患者対応体制強化加算 に係る届出書添付書類											
	「〜派る油山音が竹音類 ※該当するものに「✓」を記入すること。										
1 人員の配置状況(□には適合する均	易合「✔	′」を記	入すること。)								
区分	氏	名	経験年数	専従	研修						
ア 集中治療を必要とする患者の看護に			又は勤務年数 年								
従事した経験を5年以上有し、適切な研修 を修了した専従の常勤看護師											
イ 救命救急入院料 <mark>2</mark> 又は <u>4若しくは</u> 特			年		/						
定集中治療室管理料に係る届出を行って いる保険医療機関において5年以上の勤											
務経験を有する専従の常勤臨床工学技士											
ウ集中治療を必要とする患者の看護に			年								
従事した経験を3年以上有し、研修を受講 している看護師					Ш						
※受講予定の場合は、以下に受講開始予定			年		П						
日及び受講修了予定日を記載すること。 ————											
氏名(受講開始予定日(年 月 日) 3)/受i	講修了予	定日(年	月	日)						
2 重症患者への看護 <u>実践</u> 実施のための	の院内の	肝修の実	施状況								
研修の実施回数											
年											
3 要請に応じて、他の医療機関等の支援を行う看護師											
	氏名										
4 「特殊な治療法等」に該当する患れ	者割合										
特定集中治療室用の重症度、医療・看護 評価票の「特殊な治療法」に該当す				%							

5 急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合の理由及び今後の届出予定

理由:急性期充実体制加算の届出様式14のうち、満たしていない項目に✓すること。									
□1. 手術等に係る実績	□2. 外来化学療法の実施を推進	□3.24 時間の救急医療提供							
	する体制								
□4. 高度急性期医療の提供	□5. 感染対策	□6.24 時間の画像診断及び検査体							
		制							
□7. 薬剤師の当直体制を含めた	□8. 精神科リエゾンチーム加算	□9. 入院患者の病状の急変の兆候							
24 時間の調剤体制	等の届出	を捉えて対応する体制							
□10. 外来縮小体制	□11. 処置等の休日加算 1 等の届	口12. 他の入院料の届出状況等							
	出								
□13. 退院に係る状況等	□14. 禁煙の取扱い	□15. 外部評価							
□16. 総合入院体制加算の届出									
今後の届出予定: 年	月 日								

[記載上の注意]

- 1 1のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。
- 2 1のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。
- 3 特定集中治療室管理料又は救命救急入院料を算定する治療室に入院している全ての患者の状態を、特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて測定及び評価し、その結果、「特殊な治療法等」に該当する患者が1割5分以上であること。ただし、該当患者の割合については、暦月で6か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。
- 4 令和5年3月31日までの経過措置期間に限り、区分番号「A200-2」急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合、5を記載し、併せて急性期充実体制加算の届出様式14を添付すること。
- 5 1のウについて、受講予定者を届け出た場合は、研修受講を開始した際に改めて届出を行うこと。

小児特定集中治療室管理料の施設基準に係る届出書添付書類

当 該 治 療 室 の 従 事 者	専		任	<u>医</u>		師	日	勤	名	当 直	名	その他	名	
	専任医師のうち、小児の特定集中						A							
	治療の経験を5年以上有する医師						名							
	当該病院に勤務する小児科医						名							
	看	看 護			節		日	勤	名	準 夜 勤	名	その他	名	
当 該 治 療 室	病	床『	面積	病	床	数		1床	当たり	の床面積		1日平均耳	2 扱 患 者	数
の概要														
V7 1/3L X		平方メ	ートル			床				平方メートル	/			名
装置・器具		配置:			場所			e . y	・器具の名称・台数等					
		治	療室	内		病院	内	衣里	⊒ 1 1411111	電売が行物・口奴サ				
救 急 蘇	生	装	置					<u></u>						
除細	動		器					<u></u>						
ペースメ	_	カ	_											
心 電 計														
ポータブルエックス線撮影装置														
呼 吸 循 環 監 視 装 置			置											
体 外 補 助 循 環 装 置							<u></u>							
急性血液浄化療法に必要な装置														
自 家 発 電 装 置														
電解質定量検査装置														
血液ガス:	分 析	装	置		_									
				転院時において前医において算定されていた入院料 (注1)										
			救命救急入院料							名				
			特定集中治療室管理料									名		
他の保険医療機関から転院してきた 急性期治療中の患者数及び人工心肺 を用いた先天性心疾患手術の周術期 管理が行われた患者数	転入時において前医又は当院において算定された診療報酬(注1)													
		救急搬				送診療料				名				
				24 時間以内に人工呼吸を 実施した患者				Ē	名					
				人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期 管理が行われた患者(注1)					Я	名				

[記載上の注意]

- 1 当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。
- 2 当該病院に勤務する小児科医については様式48を添付すること。
- 3 他の保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者数については、届出前直近1年間の実績を記載すること。該当する患者についての氏名、生年月日、転院日、前医での診療歴については、照会に対し、速やかに回答可能なよう、医療機関で保管すること。
- 4 当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式20を添付するとともに届出前1か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。
- 5 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内」の口を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内」の口に「チェック」を記入すること。なお、当該装置・器具を治療室内に設置している場合は、治療室内に設置している台数・名称等のみを記載すればよく、病院内に設置している場合は、当該治療室で使用することが想定される装置・器具の台数・名称等のみを記載すればよい。
- 6 当該届出に係る治療室の平面図(面積等がわかるもの。)を添付すること。
- 7 注1については、いずれかを記載すればよい。

地域包括ケア病棟入院料1・2・3・4 (いずれかに〇)の 施設基準に係る届出書添付書類

		病 棟 名		
		病床数		床
	当該病棟	看護職員配置加算に係る届出		
		看護補助者配置加算に係る届出		
(一般 • 療養〕	看護補助体制充実加算に係る届出		
		看護職員夜間配置加算に係る届出		
		「注2」に規定する点数の届出		
	入退院支援	- 及び地域連携業務を担う部門の設置		
	適切な意思決	と定支援に係る指針を定めていること		
第二	次救急医療機関又は	救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病 院	□該当	□ 非該当
救?	急外来を設置している	こと又は24時間の救急医療提供を行っていること	□該当	□ 非該当
	当該病棟専従の	D理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(いずれかにO) 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	(専従となった年月: 年 月)
	当該病棟の病室	部分の面積		m [*] (1床当たり面積 m [*])
		入院患者延べ数(算出期間(1か月) 年 月) 配置加算届出医療機関のみ)		名
		日症等の患者の延べ数 配置加算届出医療機関のみ)		名
邛	認知症等の患者の (看護職員夜間配	の割合(②/①) 配置加算届出医療機関のみ)		%
当該病	·	こおける退院患者数 年 月 日~ 年 月 日)		名
棟の		(1) 在宅(自宅及び居住系介護施設等)		名
状況		(2) 介護老人保健施設		名
70	内訳	(3) 有床診療所 (4) うち、別添2の第3の5の(1)のイ		名
		の(イ)に該当する病床 (5) (1)~(4)を除く病院		名 ————————————————————————————————————
		こおける転棟患者数		
		年月日~年月日) 		11
	在宅等へ退出して((1)+(4))/(③-	+4)		%
状況 の	□ 在宅療養後。 □ 都道府県が何□ 救急病院等	爰病院の届出 方支援病院の届出を行っており、在宅患者の直覚 作成する医療計画に記載されている第二次救急B を定める省令に基づき認定された救急病院である テーションが当該保険医療機関と同一の敷地内に	医療機関 ること。	
	廊下幅の基準を満	たさない場合における大規模改修等の予定	着工予定 完成予定	年 月
			76/50 J AL	1 /1

	当 **	⑤ 直近3月間における当該病棟の入院患者 延べ数 (算出期間 年 月 日~ 毎 月 日) 該	
	病 棟	⑥ ⑤のうち自宅又は有料老人ホーム等から 入棟した患者数	名
	の 状 況	自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑥/⑤)	%
		直近3月間における自宅等からの緊急入院患 者の受入患者数	名
入		回 直近3月間における在宅患者訪問診療料の 算定回数	回
院 料 1 • 3	医	直近3月間における当該医療機関での在宅 患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導 料Ⅰの算定回数	□
3に係る要件	療 機 関 の 状	直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の算定回数	口
件	仏 況 い	回 直近3月間における在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数	口
	ず	訪問介護	口
	れ	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテー 訪問看護	
	か 2 つ	ション、介護予防訪問看護又は介護予防訪 訪問リハビリテー 同問リハビリテーションを提供している施設 ション	□
)	が同一の敷地内又は隣接する敷地内にある	回
		(直近3月間における提供実績を記載) 介護予防訪問リハ ビリテーション	回
		回 直近3月間における退院時共同指導料2又は外来在宅共同指導料1の算定回数	□

	(療養 記病当 載床該	⑦ 直近3月間における当該病棟の 入院患者延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日) ⑧ ⑦のうち自宅又は有料老人ホーム等から	名
	すの病	入棟した患者数	名
入院料	る場棟 こ合は と) 必況	日 自宅等から入棟した患者の占める割合 (⑧/⑦)	%
2 . 4	ず 全 て	直近3月間における自宅等からの緊急入院 患者の受入患者数	名
に係		直近3月間における在宅患者訪問診療料の 算定回数	回
る要件(直近3月間における当該医療機関での在宅 患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪 問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導 料Ⅰの算定回数	名 % 名 回 回 回回 回回 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
いずれか	医 療 機	直近3月間における同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の算定回数	□
1 2	関 の	直近3月間における在宅患者訪問リハビリ テーション指導管理料の算定回数	
3	状	計問の雑 計問手雑 計問リンドリニー 訪問介護	П
	況	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテー あられる おりの はりの はりの	
		ション、介護予防訪問看護又は介護予防訪	
		□ が同一の敷地内又は隣接する敷地内にある <u>ション</u>	
		↑護予防訪問看護 (直近3月間における提供実績を記載) 介護予防訪問リハ ビリテーション	
		直近3月間における退院時共同指導料2又 は外来在宅共同指導料1の算定回数	回
許可病床数00	当該病	⑨ 直近3月間における当該病棟の 入院患者延べ数 (算出期間 年 月 日~ 年 月 日)	名
床以上に	病 棟 の 状 況	⑩ ⑨のうち同一の保険医療機関の一般病棟 から転棟した患者数	名
係る要件	<i>7</i> /L	同一の保険医療機関の一般病棟から 転棟した患者の占める割合 (⑩/⑨)	%
データ提出加算の届出 (適合する場合☑)		出 □ 既届出 □ 今回届出	
入退院支援加算 1		□ 既届出 □ 今回届出 □ 届出なし	
疾患別リハビリテーションの届出(該当の区分にO)			

〔記載上の注意〕

- 1 届出に係る病棟ごとに記入すること。
- 2 届出に係る病棟ごとに様式9を記載し添付すること。
- 3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22 時間以上の勤務を行っている非常勤理学療法士、非常勤作業療法士又は非常勤言語聴覚士を組み合わせて配置している場合には、当該従事者の氏名の後に「(常勤換算)」と記入すること。
- 4 当該病棟の平面図(面積等がわかるもの)を添付すること。
- 5 医療機関の状況については、各区分に該当することがわかる書類を添付すること。
- 6 注2に規定する点数に係る病室は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く)において、届出が可能である。
- 7 看護職員配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算又は看護職員夜間配置加算を届け出る場合は様式13の 3を添付すること。
- 8 適切な意思決定支援に関する指針に関する資料については、添付不要である。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (令和4年3月4日保医発0304第3号)

第4 経過措置等

表1 新設された又は施設基準が創設された特掲診療料

外来栄養食事指導料(注3に掲げるがん専門管理栄養士が栄養食事指導を行う場合)

- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料1
- 生殖補助医療管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 下肢創傷処置管理料

小児かかりつけ診療料2

外来腫瘍化学療法診療料1

外来腫瘍化学療法診療料2

外来腫瘍化学療法診療料の注6に規定する連携充実加算

外来データ提出加算

こころの連携指導料(I)

こころの連携指導料(Ⅱ)

禁煙治療補助システム指導管理加算

在宅データ提出加算

救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算

在宅患者訪問看護・指導料の注 16 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む。) に規定する専門管理加算

染色体検査の注2に規定する絨毛染色体検査

抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体

前立腺針生検法 (MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)

口腔細菌定量検査

肝エラストグラフィ加算

リハビリテーションデータ提出加算

摂食嚥下機能回復体制加算3

療養生活継続支援加算

依存症集団療法3

導入期加算3

難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフ

ェレシス療法

移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法

自家脂肪注入

緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

内視鏡下脳腫瘍生検術

内視鏡下脳腫瘍摘出術

癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)

舌下神経電気刺激装置植込術

角結膜悪性腫瘍切除手術

緑内障手術(流出路再建術(眼内法))

緑内障手術(濾過胞再建術 (needle 法))

経外耳道的内視鏡下鼓室形成術

植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術

耳管用補綴材挿入術

経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うもの)

鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

内喉頭筋内注入術 (ボツリヌス毒素によるもの)

頭頸部悪性腫瘍光線力学療法

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)

経カテーテル弁置換術 (経皮的肺動脈弁置換術)

不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)に限る。)

腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)

内視鏡的逆流防止粘膜切除術

腹腔鏡下総胆管拡張症手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)

腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

移植用部分肝採取術(生体) (腹腔鏡によるもの)

腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

内視鏡的小腸ポリープ切除術

腹腔鏡下副腎摘出手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍 摘出手術(褐色細胞腫)(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)

副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法

腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)

膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外)

埋没陰茎手術

陰囊水腫手術 (鼠径部切開によるもの)

精巢内精子採取術

腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術

臍帯穿刺

体外式膜型人工肺管理料

周術期栄養管理実施加算

周術期薬剤管理加算

ホウ素中性子捕捉療法

ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算

ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算

調剤基本料3ハ

地域支援体制加算2

地域支援体制加算3

連携強化加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

在宅中心静脈栄養法加算

表2 施設基準の改正された特掲診療料

がん患者指導管理料イ(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 小児かかりつけ診療料1

小児かかりつけ診療料 2

在宅療養支援診療所(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 在宅療養支援病院(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) がんゲノムプロファイリング検査

BRCA1/2遺伝子検査<u>(令和4年4月1日以降に前立腺癌患者に対して「1」腫瘍細胞を検体とするものを算定する場合又は令和4年4月1日以降に前立腺癌患者若しくは膵</u>癌患者に対して「2」血液を検体とするものを算定する場合に限る。)

画像診断管理加算3(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

血流予備量比コンピューター断層撮影

外来後発医薬品使用体制加算1

外来後発医薬品使用体制加算2

外来後発医薬品使用体制加算3

摂食嚥下機能回復体制加算 1 <u>(令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)</u>

摂食嚥下機能回復体制加算 2 (令和 4 年 10 月 1 日以降に引き続き算定する場合に限 る。)

摂食嚥下機能回復体制加算3

救急患者精神科継続支援料(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。) 医科点数表第2章第9部処置の通則の5並びに歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に 掲げる処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

導入期加算2(令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術

在宅療養支援歯科診療所1 (令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域支援体制加算1 (令和5年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

地域支援体制加算4

後発医薬品調剤体制加算1

後発医薬品調剤体制加算2

後発医薬品調剤体制加算3

特掲診療料の施設基準等

第4の12 生殖補助医療管理料

- 1 生殖補助医療管理料1に関する施設基準
 - (22) 令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険 医療機関については、同年9月30日までの間に限り、(2)から(20)の基準を満たしている ものとする。なお、当面の間、(6-7)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険 医療機関が生殖補助医療管理料1又は2に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との連係により要件を満たすものとして差し支えない。
- 2 生殖補助医療管理料2に関する施設基準
 - (2) 令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険 医療機関については、同年9月30日までの間に限り、1の(2)から(20)までの基準を満た しているものとする。なお、当面の間、(6-7)から(9)の基準については、他の保険医療機 関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該 他の保険医療機関が生殖補助医療管理料1又は2に係る届出を行っている場合には、当該他 の保険医療機関との連係により要件を満たすものとして差し支えない。

第4の13 二次性骨折予防継続管理料

- 1 二次性骨折予防継続管理料に関する施設基準
 - (5) 二次性骨折予防継続管理料2については、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア<mark>病棟</mark>入 院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機 関の病棟であること。

第29の3 センチネルリンパ節生検(片側)

- 1 センチネルリンパ節生検(片側)に関する施設基準
 - (3) 常勤の麻酔に従事する医師(医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。)が配置されていること。

第29の4の3 口腔細菌定量検査

- 1 口腔細菌定量検査に関する施設基準
 - (2) 当該保険医療機関内に口腔内細菌定量分析装置を備えていること。

第47の3の2 リンパ浮腫複合的治療料

- 1 リンパ浮腫複合的治療料に関する施設基準
 - (1) (略)
 - ウ リンパ浮腫の複合的治療について記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たす研修を修了していること。なお、座学の研修を実施した主体と実技を伴う研修を実施した主体が異なっても、それぞれが記(イ)から(ハ)までの要件を全て満たしていれば差し支えない。

第57の2 人工腎臓

- 5 届出に関する事項
 - (2) 導入期加算1、2→及び3の施設基準に係る届出は別添2の様式2の2を用いること。

第60の2の5 角結膜悪性腫瘍切除手術

- 1 角結膜悪性腫瘍切除手術に関する施設基準
 - $(1)\sim(4)$ (略)
- 2 届出に関する事項

角結膜悪性腫瘍切除手術に係る届出は、別添2の様式87の50を用いること。

第72の8の3 腹腔鏡下総胆管拡張症手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

- 1 腹腔鏡下総胆管拡張症手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)に関する施設基準
 - (5) 当該保険医療機関において、総胆管拡張症に係る手術(区分番号「K674」又は「K6742」(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)を含む。))が1年間に合わせて2104 例以上実施されていること。

第81の2 麻酔管理料(Ⅱ)

2 周術期薬剤管理加算の施設基準 当該加算の要件については、第81の2と同様である。

第88 調剤基本料

- 2 調剤基本料の施設基準に関する留意点
 - (3) 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数(同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。)を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。ただし、特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合を算出する際に、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋の受付回数は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び同一期間内に受け付けた全ての処方箋の受付回数に含めない。

第92地域支援体制加算

- 1 地域支援体制加算に関する施設基準
 - イ 地域支援体制加算2

(イ) (略)

③ 調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定回数の合計が40回以上であること。

第94 調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

1 以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を5点減算する。ただし、処方箋受付回数が 1月に600回以下の保険薬局を除くものとする。

- (1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 50%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものを除く。
- 第100 かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
 - 2 届出に関する事項
 - (1) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式90を用いること。

麻酔管理料(I)「注5」周術期薬剤管理加算 麻酔管理料(Ⅱ)「注2」周術期薬剤管理加算 歯科麻酔管理料「注3」周術期薬剤管理加算

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと

見直し頻度

年

		次談目する油山争項をして囲むこと	, c
1	周術期薬剤管理の実施体制		
	専任薬剤師の氏	名	
2	周術期薬剤管理に関するプロトコルの作	成状況	
	(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)		
	作成	見直し頻度	
	□作成	年 回	
3	病棟等において薬剤関連業務を実施して う薬剤師の情報共有の方法	いる薬剤師等と周術期薬剤管理業務を行	Ţ
4	薬剤の安全使用に関する手順書の作成状 (□には、適合する場合「✓」を記入すること。)	:況	

[記載上の注意]

作成

- 1 「2」については、周術期薬剤管理に関するプロトコルを添付すること。
- 2 「3」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 3 「4」については、薬剤の安全使用に関する手順書を添付すること。

作成

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

		()	調剤基本料	- 1				
1	当該保険薬局におけ	()	調剤基本料	- 2				
	調剤基本料の区分	()	調剤基本料	3 ーイ				
	「参考」を踏まえ、いず	3 — □						
れ	かに〇を付ける)	()	調剤基本料	3 – ハ				
		()	特別調剤基	本料(調	剤基本料の「流	主 2 」)		
2	届出の区分(該当する項 -	目の口に「	☑」を記入す	(る)				
	新規指定に伴う新規届は	出(遡及指定	とが認められ	る場合を除	余 く)			
				指定日	令和	年 月	日	
	新規指定に伴う届出(遡及指定が認	忍められる場	合)				
	調剤基本料の区分変更し	こ伴う届出						
	その他 ()		
					□あり			
3	調剤基本料の注1ただし		• • · · · · ·		(様式 87 の 2 の添付が必要)			
	(医療資源の少ない地域	に所在する	保険楽局)		□なし			
4	 保険医療機関と不動産取	引等その他の	の特別な関係	の有無(. 関係)		
	別な関係を有する保険図			(0) 1 //// (名称:			
	f がな			会に記載	□病院	————— □診療所		
	ア 保険医療機関と不動				ロなし	□あり ^{※2}		
	イ 保険医療機関が譲	り渡した不動	助産の利用 -		口なし	□あり※2		
	ウ 保険薬局が所有する	る設備の貸与	,		□なし	ロあり		
	エ 保険医療機関によ	る開局時期の	D指定		□なし	□あり*2		
*	〔2 病院と平成 28 年 10 月	1日以降に新	が規に開局し 打	旨定を受け <i>た</i>	:保険薬局との間	でア、イ若し	くはエ	
	の関係がある場合又は診療	所と平成 30	年4月1日以	降に新規に	開局し指定を受け	ナた保険薬局	(同一	
	建物内に診療所が所在して	いる場合を除	除く。)との間	でア、イ若	しくはエの関係だ	がある場合に	Гあ	
	り」に☑を記入すること。							
	 また、遡及指定が認められる場合であって、遡及指定前から移転等により不動産賃貸借関係が変更							
	となる場合には、遡及指定後の不動産賃貸借関係を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との間でアの関							
	係がある場合に「あり」に☑を記入すること。ただし、病院と平成 28 年 9 月 30 日以前からア若しく							
	はイの関係がある場合又は	は診療所と平原	成 30 年 3 月 3	日以前から	らア若しくはイの	関係がある場	合を除	
	< ∘							

5	5 同一グループ内の処方箋受付回数等(調剤基本料3関係)						
	ア 薬局グループへの所属の有無	□所属していない(個店) →「6」へ □所属している					
	イ 所属するグループ名						
	ウ 同一グループの保険薬局数(①)						
	エ 1月当たりの同一グループ内の処方箋受付回数の合計 (②)	回					
	オ 特定の保険医療機関との不動産の賃貸借取引の有無	 □なし □あり					
6		237					
Ü	期間: 年 月 ~ 年 月 (か月間)	3))					
(-	1) 全処方箋受付回数等	<i>⊚</i> /					
`	ア 全処方箋受付回数(④)	回					
	イ アのうち、主たる保険医療機関からの処方箋受付回数						
	(⑤)	回					
	ウ 主たる保険医療機関名						
	工 処方箋集中率(%)(⑥)	%					
(2	- 2) 同一建物内にある保険医療機関の有無等(調剤基本料 2	 関係)					
	ア 同一建物内の保険医療機関の有無	□なし →「(3)」へ □あり					
	イ 同一建物内の保険医療機関数(⑦)	施設					
	ウ イの保険医療機関からの処方箋受付回数の合計(⑧)	回					
(;	3) 主たる保険医療機関が同一のグループ内の他の保険薬局(の有無等 (調剤基本料 2 関係)					
	ア 主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保	□なし →記載終了					
	険薬局の有無	□あり					
	イ 主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保 険薬局数(⑨)	施設					
	ウ イの保険薬局における主たる保険医療機関からの処方 箋受付回数の合計 (⑩)	回					
	エ ⑤と⑪を合計した処方箋受付回数(⑪)	回					

(参考)

調剤基本料の区分については、以下のAからEに基づき判定し、表の「1」に該当する区分にOをつける。ただし、実績が判定されるまではそれぞれの項目について、該当しないものとして取り扱う。

A 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局への該当性(表の「3」の「あり」に☑)

該当 →調剤基本料1に該当

該当しない →Bへ

- B 特別調剤基本料への該当性
 - ・保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係にない(表の「4」でいずれも「なし」に ☑)

 $\rightarrow C \checkmark$

・保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係があり(表の「4」のいずれかの「あり」 に☑)、かつ、処方箋集中率(表の⑥)が 70%を超える

該当 → 特別調剤基本料に該当

該当しない → Cへ

- C 調剤基本料3への該当性
 - (1) 薬局グループに所属していない (表の「5」のアの「所属していない (個店)」に \square) $\rightarrow D-1 \land$
 - (2) 同一グループの保険薬局数 (表の①)が、
 - ·300 以上 → C 3 へ
 - ・300 未満 →(3)へ
 - (3) 同一グループの1月当たりの処方箋受付回数(表の②)が、
 - ・3万5千回以下 →D-1へ
 - ・3万5千回を超え、4万回以下 → C-1へ
 - ・4万回を超え、40万回以下 → C 2へ
 - ・40 万回を超える → C 3 へ
- C-1 同一グループの保険薬局数:300 未満かつ

グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:3万5千回を超え、4万回以下

- ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - 保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に☑)
 - ・処方箋集中率(表の⑥)が95%を超える
- ・いずれにも該当しない → D 1 へ
- C-2 同一グループの保険薬局数:300 未満かつ

グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:4万回を超え、40万回以下

- ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - 保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - ・処方箋集中率(表の⑥)が85%を超える
- ・いずれにも該当しない → D 1 へ
- C-3 同一グループの保険薬局数:300以上又は グループ内の1月あたりの処方箋受付回数:40万回を超える
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 口に該当
 - ・保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - 処方箋集中率(表の⑥)が85%を超える
 - いずれにも該当しない →D-1へ
- D-1 調剤基本料2への該当性①
 - ・1 つの保険医療機関からの 1 月あたりの処方箋受付回数の合計 (表の⑤): 4,000 回を超える

該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 2 へ

- D-2 調剤基本料2への該当性②
 - ・同一建物内に保険医療機関がない (表の「6」の(2)のアの「なし」に「☑) →D-3へ
 - ・同一建物内に保険医療機関がある(表の「6」の(2)のアの「あり」に「☑)
 - ・当該保険医療機関からの1月当たりの処方箋受付回数(表の⑧/③):4,000 回を超える 該当 →調剤基本料2に該当 該当しない → D - 3 へ
- D-3 調剤基本料2への該当性③
 - ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がない (表の「6」の(3)のアの「なし」に「 \square))

 \rightarrow D - 4 \sim

- ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がある(表の「6」の(3)のアの「あり」に「☑))
- ・当該保険医療機関からの 1 月当たりの処方箋受付回数の合計(表の⑪/③): 4,000 回を超える

該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 4 へ

- D-4 調剤基本料2への該当性④
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料2に該当
 - 1月当たりの処方箋受付回数(表の④/③)及び処方箋集中率(表の⑥)がそれぞれ、

- ・4,000回を超え、かつ、70%を超える
- ・2,000回を超え、かつ、85%を超える
- 1,800 回を超え、かつ、95%を超える

いずれにも該当しない → E - 1へ

- E 調剤基本料3のハへの該当性
 - (1) 薬局グループに所属していない(表の「5」のアの「所属していない(個店)」に□)
 - →調剤基本料1に該当
 - (2) 同一グループの保険薬局数(表の①)が、
 - ・300 以上 →調剤基本料3のハに該当
 - ・300 未満 →(3)へ
 - (3) 同一グループの1月当たりの処方箋受付回数(表の②)が、
 - ・40万回を超える →調剤基本料3のハに該当
 - ·40 万回<u>以下未満</u> →調剤基本料1に該当

[記載上の注意]

- 1 「2」については、保険薬局の新規指定(遡及指定が認められる場合を除く。)の場合は、指 定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料1から変更に なる場合は届出が必要になることに注意する。
- 2 「2」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。
- 3 「2」については、令和4年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」 に☑を記入し、「令和4年度改定に伴う届出」と記載する。
- 4 「3」については、注1ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「あり」に☑ を記入し、様式87の2を添付する。
- 5 「4」については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについ て」(令和4年3月4日保医発 0304 第3号。以下「特掲診療料施設基準通知」という。)の 別添1の第 90 により判断する。
- 6 「5」については、グループ内で統一したグループ名を記載すること。また、1月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年2月末時点でグループに属している保険薬局の④/③の値(小数点以下は四捨五入)を合計した値を記載すること。同ーグループの保険薬局数は、当年2月末時点における同ーグループ内の保険薬局の数(当該保険薬局を含む。)を記載すること。
- 7 「5」のエについては、特掲診療料施設基準通知の別添1の第88の2の(9)により判断する。
- 8 「6」については、リフィル処方箋による調剤を行う場合、調剤実施ごとに受付回数の 計算に含める(ただし、9のアからウの本文に該当する場合を除く。)。
- 9 「6」については、処方箋の受付回数は次の処方箋を除いた受付回数を記載する。
 - ア 時間外加算、休日加算若しくは深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋
 - イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時 等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋(ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料(在 宅患者オンライン薬剤管理指導料を除く。)の処方箋については、単一建物診療患者が 1人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。)
 - ウ 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方箋 (ただし、単一建物居住者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。)
- 10 「6」の⑥については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋を除外 した上で、⑤/④にて算出する。
- 11 「6」の⑦について、主たる保険医療機関が同一建物内にある場合は、当該保険医療機関を含めた数を記載する。また、⑧については、⑤を含めて記載する。

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて (令和4年3月4日保医発0304第4号)

第4 経過措置等

1 (略)

表1 新設された又は施設基準が創設された訪問看護療養費

24 時間対応体制加算(業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護ステーションにおいて、2 つの訪問看護ステーションが連携し要件を満たす場合に限る。)

専門管理加算

遠隔死亡診断補助加算

表 2 (略)

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (令和4年3月4日保医発0304第9号)

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」 という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
 - 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る 取扱い
 - 133 血管内手術用カテーテル
 - (10) 体温調節用カテーテル

ウ 体温管理型は、目標体温を $\underline{3635}$ C以下として体温管理を行った場合に限り 算定できる。

174 植込型骨導補聴器

- (2) 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に算定する。
 - ア 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形等で、 既存の手術による治療及び既存の骨導補聴器を使用しても改善がみられない 患者。

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について (令和4年3月4日保医発0304第10号)

(別紙1)

材料料

M010-4 根面被覆(1歯につき)

- 1 根面板によるもの
 - (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

イ 大臼歯	379 点
ロ 小臼歯・前歯	258 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	22 点
ロー小臼歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	11 点
<u>(1)</u> 複合レジン系	<u>11 点</u>

(2) グラスアイオノマー系

 1
 2
 2
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1</

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (令和4年3月25日保医発0325第1号)

別添1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」 (昭和51年8月7日保険発第82号) の 一部改正について

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (医科)

/442	文 1 移力	,	ク「摘安」懶への記載争垻寺一見 	(医科)		
項番	区分	診療行為	記載事項	レセプト電算	左記コードによるレセプト表示	令和 4
		名称等		処理システム	文言	年 4 月 1
				用コード		日適用
8	A 101	療養病棟入院	_(入院元が介護保健施設、介護医療院、	830100015	直近の入院医療機関名及び退院年	
		基本料の急性	居住系施設等又は自宅である場合)		月日(在宅患者支援療養病床初期	
		期患者支援療	直近の入院医療機関名及び退院日を記載		加算);*****	
		養病床初期加	すること。(記載例2参照)			
		算又は在宅患	[記載例2]			
		者支援療養病	入院元は自宅である。本患者は XXX 病院			
		床初期加算	から〇年〇月〇日に退院後、自宅療養し			
			ていた。			
46	A300	新生児特定集	(総合周産期特定集中治療室管理料の新	820100027	出生時体重 1,500g以上	
		中治療室管理	生児集中治療室管理料及び新生児治療回			
		料	復室入院医療管理料と合計して 22 日以	820100028	出生時体重 1,000g以上1,	
			上算定した場合)		500g未満	
			出生時体重について、「1,500g以上」、	820100029	出生時体重 1,000g未満	
			「1,000g以上 1,500 未満」、「1,000g			
			未満」 <u>、「500g 以上 750g 未満」又は「500g</u>	820101040	出生時体重 500g以上750	*
			<u>未満」</u> の中から該当するものを選択して		g未満	
			記載すること。	820101041	出生時体重 500g未満	*
48	A303 の	総合周産期特	(新生児特定集中治療室管理料及び新生	820100027	出生時体重 1,500g以上	
	2	定集中治療室	児治療回復室入院医療管理料と合計して			
		管理料	22 日以上算定した場合)	820100028	出生時体重 1,000g以上1,	
		2 新生児集	出生時体重について、「1,500g以上」、		500g未満	
		中治療室管理	「1,000g以上 1,500 未満」、「1,000g	820100029	出生時体重 1,000g未満	
		料	未満」 <u>、「500g 以上 750g 未満」又は「500g</u>			
			<u>未満」</u> の中から該当するものを選択して	820101040	出生時体重 500g以上750	*
					g 未満	

			記載すること。	820101041	出生時体重 500g未満	*
50	A300-2	新生児治療回	(新生児特定集中治療室管理料及び総合	820100027	出生時体重 1,500g以上	
		復室入院医療	周産期特定集中治療室管理料の新生児集			
		管理料	中治療室管理料と合わせて 31 日以上算	820100028	出生時体重 1,000g以上1,	
			定した場合)		500g未満	
			出生時体重について、「1,500g以上」、	820100029	出生時体重 1,000g未満	
			「1,000g以上 1,500 未満」、「1,000g			
			│ │ 未満」 <u>、「500g 以上 750g 未満」又は「500g</u>	820101040	出生時体重 500g以上750	*
			│ │ <mark>未満</mark> 」の中から該当するものを選択して		g未満	
			記載すること。	820101041	出生時体重 500g未満	*
54	A308-3	地域包括ケア	_(入院元が介護保健施設、介護医療院、_	830100040	直近の入院医療機関名及び退院年	
		病棟入院料の	居住系施設等又は自宅である場合)		月日(在宅患者支援病床初期加算)	
		急性期患者支	直近の入院医療機関名及び退院日を記載		; *****	
		援病床初期加	すること。(記載例2参照)			
		算又は在宅患	[記載例2]			
		者支援病床初	入院元は自宅である。本患者は XXX 病院			
		期加算	から○年○月○日に退院後、自宅療養し			
			<u>ていた。</u>			
55	K884-2	人工授精	(略)	(略)	(略)	
505						

別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(薬価基準)

項	医薬品名称	効能・効果	記載事項	レセプト電算	左記コードによるレセプト表示文言
番				処理システム	
				用コード	
7	アレセンサカプセル		本製剤の効能・効果に関連する使	850600008	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査
	150mg		用上の注意において、「十分な経験		の実施年月日(アレセンサカプセル 1
			を有する病理医又は検査施設にお		5 0 m g);(元号)yy″年″mm″月″dd″
			ける検査により、ALK融合遺伝子陽		日"
			性が確認された患者に投与するこ	850600009	ALK融合遺伝子陽性を確認した検査
			と。」とされているので、ALK融合		の実施年月日(初回投与)(アレセン
			遺伝子陽性を確認した検査の実施		サカプセル 1 50mg); (元号)yy″
			年月日を診療報酬明細書に記入す		年"mm"月"dd"日"
			ること。		
			なお、当該検査を実施した月の		
			み実施年月日を記載すること。ただ		
			し、本剤の初回投与に当たっては、		
			必ず実施年月日を記載すること。		
			ALK 融合遺伝子陽性を確認した検		
			査の実施年月日を記載すること。		
			なお、当該検査を実施した月のみ実		
			施年月日を記載すること。ただし、		
			本剤の初回投与に当たっては、必ず		
			実施年月日を記載すること。		

別表Ⅲ 検査値記載を求める診療行為等に係る診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧<u>(検査値)</u>

項	区分等	診療行為	記載事項	レセプト電算	左記コードによるレセプト	別表	重複するレ
番		名称等		処理システム	表示文言	I • II	セプト電算
				用コード			処理システ
							ム用コード
14	医薬品	ソリリス点	(-全身型重症筋無力症(免疫グ	880100050	検査実施年月日及び抗アセチ		
		滴静注30	ロブリン大量静注療法又は血液		ルコリン受容体抗体検査値		
		0 m g	浄化療法による症状の管理が困		(ソリリス点滴静注300m		
			難な場合に限る。)」又は「視神		g);(元号)yy"年"mm"月"dd"		
			経脊髄炎スペクトラム障害(視神		日" 検査値:******		
			経脊髄炎を含む。)の再発予防」				
			の場合)				
			本製剤を投与するに当たって、投				
			与以前に抗アセチルコリン受容				
			体抗体検査を実施した場合は、測				
			定結果を記載すること。また、測				
			定した年月日を記載すること。				
			(視神経脊髄炎スペクトラム障	880100090	検査実施年月日及び抗アクア		
			害(視神経脊髄炎を含む)の再発		ポリン4 (AQP4) 抗体検査値		
			予防の場合)_		(ソリリス点滴静注300m		
			本製剤を投与するに当たって、投		g);(元号)yy"年"mm"月"dd"		
			与以前に抗アクアポリン 4 (AQP4)		<u>日"</u> 検査値:*******		
			抗体検査を実施した場合は、測定				
			結果を記載すること。また、測定				
			した年月日を記載すること。				

官報掲載事項の一部訂正

【令和4年3月4日(号外第46号)】

○ 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第54号)

該当箇所	誤	正
別表第一	3 診療に係る費用(注2及び注	3 診療に係る費用(注2及び注
A308 回復期リハビリテ	4に規定する加算、当該患者に	4に規定する加算、当該患者に
ーション病棟入院料	対して行った第2章第1部医学	対して行った区分番号B001
注3	管理等の区分番号B001の10	の10に掲げる入院栄養食事指導
	に掲げる入院栄養食事指導料	料(回復期リハビリテーション
	(回復期リハビリテーション病	病棟入院料1を算定するものに
	棟入院料1を算定するものに限	限る。) <u>及び区分番号B001の</u>
	る。)、第2部在宅医療、第7部	34 に掲げる二次性骨折予防継続
	リハビリテーションの費用(別	管理料(ロに限る。)、第2部在
	に厚生労働大臣が定める費用を	宅医療、第7部リハビリテーシ
	除く。)、(中略)並びに除外薬	ョンの費用(別に厚生労働大臣
	剤・注射薬の費用を除く。)は、	が定める費用を除く。)、(中略)
	回復期リハビリテーション病棟	並びに除外薬剤・注射薬の費用
	入院料に含まれるものとする。	を除く。) は、回復期リハビリテ
		ーション病棟入院料に含まれる
		ものとする。
別表第一	6 診療に係る費用(注3から注	6 診療に係る費用(注3から注
A308-3 地域包括ケア	5まで及び注7に規定する加	5まで及び注7に規定する加
病棟入院料	算、第2節に規定する臨床研修	算、第2節に規定する臨床研修
注 6	病院入院診療加算(中略)並びに	病院入院診療加算(中略)並びに
	排尿自立支援加算、第2章第2	排尿自立支援加算 <u>、区分番号B</u>
	部在宅医療(中略)並びに除外薬	001の34に掲げる二次性骨折
	剤・注射薬の費用を除く。)は、	予防継続管理料(ロに限る。)、
	地域包括ケア病棟入院料1、地	第2章第2部在宅医療(中略)並
	域包括ケア入院医療管理料1、	びに除外薬剤・注射薬の費用を
	地域包括ケア病棟入院料2、地	除く。)は、地域包括ケア病棟入
	域包括ケア入院医療管理料2、	院料1、地域包括ケア入院医療
	地域包括ケア病棟入院料3、地	管理料1、地域包括ケア病棟入
	域包括ケア入院医療管理料3、	院料2、地域包括ケア入院医療
	地域包括ケア病棟入院料4及び	管理料2、地域包括ケア病棟入
	地域包括ケア入院医療管理料4	院料3、地域包括ケア入院医療
	に含まれるものとする。	管理料3、地域包括ケア病棟入

		院料4及び地域包括ケア入院医
		療管理料4に含まれるものとす
		る。
別表第一	3 診療報酬の算定方法の一部を	3 診療報酬の算定方法の一部を
第4章 経過措置	改正する件(令和4年厚生労働	改正する件(令和4年厚生労働
	省告示第 54 号) による改正前の	省告示第 54 号) による改正前の
	診療報酬の算定方法別表第一区	診療報酬の算定方法別表第一区
	分番号A101の注1 <u>及び注 11</u>	分番号A101の注1の規定に
	の規定については、令和4年3	ついては、令和4年3月31日に
	月31日においてこれらの規定に	おいてこれらの規定に基づく届
	基づく届出を行っている保険医	出を行っている保険医療機関に
	療機関については、同年9月30	ついては、同年9月30日までの
	日までの間に限り、なお従前の	間に限り、なお従前の例による。
	例による。	

○ 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働省告示第55号)

該当箇所	誤	正
第八 入院基本料等加算の施	イ 診療録管理体制加算に係る施	イ 診療録管理体制加算に係る施
設基準等	設基準の届出を行っている保険	設基準の届出を行っている保険
三十五の五 データ提出加算	医療機関であること。ただし、 <u>回</u>	医療機関であること。ただし、 <u>特</u>
の施設基準	復期リハビリテーション病棟入	定入院料(特定一般病棟入院料
(1)のイ/(2)のイ	院料又は地域包括ケア病棟入院	<u>を除く。)</u> のみの届出を行う保険
	料のいずれか又はその両方のみ	医療機関にあっては、本文の規
	の届出を行う保険医療機関にあ	定にかかわらず、七の(1)又は
	っては、本文の規定にかかわら	(2)を満たすものであること。
	ず、七の(1)又は(2)を満たすも	
	のであること。	
第九 特定入院料の施設基準	ロ 心大血管リハビリテーション	ロ 心大血管疾患リハビリテーシ
等	料、脳血管疾患等リハビリテー	<u>ョン料</u> 、脳血管疾患等リハビリ
二 救命救急入院料の施設基	ション料又は呼吸器リハビリテ	テーション料又は呼吸器リハビ
準等 (9)のロ	ーション料に係る届出を行って	リテーション料に係る届出を行
四 ハイケアユニット入院医	いる保険医療機関であること。	っている保険医療機関であるこ
療管理料の施設基準 (3)		と。
のロ		
五 脳卒中ケアユニット入院		
医療管理料の施設基準		
(10)のロ		

五の二 小児特定集中治療室		
管理料の施設基準 (6)の		
口		
第十一 経過措置	二十二 令和四年三月三十一日に	二十二 令和四年三月三十一日に
二十二	おいて現に地域包括ケア病棟入	おいて現に地域包括ケア病棟入
	院料に係る届出を行っている病	院料に係る届出を行っている病
	棟を有する保険医療機関(許可	棟を有する保険医療機関(許可
	病床数が二百床以上四百床未満	病床数が二百床以上四百床未満
	のものに限る。) については、同	のものに限る。) については、同
	年九月三十日までの間に限り、	年九月三十日までの間に限り、
	第九の十一の二の(4)のニ又は	第九の十一の二の(4)の二又は
	(8)の <u>ホ</u> に該当するものとみな	(8)の <u>二</u> に該当するものとみな
	す。	す。